

昭和六十二年九月十六日(水曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

塩出 啓典君

寺説法亭の

未と修正並

○鈴木和美君　いずれまた討論を通じながら、そ

の都度その都度お伺いしていきたいと思ひます。さて、私は、本題に入る前に、同僚委員からも御質問がございましたけれども、これからの日本経済と税収の動向について直接伺つていきたいと思ひます。

日銀、大蔵省も景気が底入れを始めまして回復の基調にあるということを再三三委員会でも述べられ、また大臣はいろんな自民党の会議の席でも述べられておられます。したがって、名目四・六％、実質三・五％という成長率は達成できるのかということ、そのこととあわせて、税収はどのぐらいに現在見込まれているのか、この点をまずお尋ねをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 税収等々の点は後ほど政府委員から申し上げますが、大略的に見まして、実質三・五％の経済成長率を達成できるかどうかということにつきましては、私はできる公算が極めて高いと考えております。

それは、御承知のように、我が国がいわゆる貿易黒字をできるだけ減らしたいと考えていることもありまして、国民所得勘定における経常海外収支はマイナスになることがいわば我が国としての政策努力になっておるといふ点もございまして、海外要因はゼロないしマイナスになる四半期も幾つかあるかもしれないと思つておりますけれども、それを超えて国内要因がかなりのプラスになると考えておりますので、通計をいたしますと年度間で三・五％の実質成長は私は十分可能であるとたゞいまの時点では考えております。

○政府委員(水野勝君) 税収の点につきまして申し上げます。

昭和六十二年の税収といたしましては七月末までの分が判明をいたしておるわけでございまして、これは予算額に對しましては二一・四％入つてございまして、去年は一八％でございましたので悪くないわけでございます。ただ、今年度におきましてはたゞこ産業株式会社の納期限が去年と違つておりまして、去年は一年に二回、こしは三カ月に一回ということでございますので、その分

が四分の一入つてゐる。そうした点を調整いたしますと二〇・八％まで参つてございまして、これを昨年の一八％と比べましても二％以上いいわけでございますから、税収は悪くないと申し上げられるわけでございますが、何分にも全体のまだ二割でございまして、それから、六十一年度といたしましては年度前半は比較的伸びが低い、その後、後半に至りまして相当高い伸びに至つた、こういう去年の税収の動向を引き直してみますと、こしの前半は伸びは高いということも言えるわけでございますので、いづれにいたしましても、まだこの段階で全体につきましては云々できる、申し上げられる状況にはございませぬが、状況だけを申し上げます。

○鈴木和美君 九月三日の日経新聞に大蔵省もこういうことを述べているということで、自然増、七月は一・二・五％、今年度自然増収は四、五兆円の可能性を持つてゐるというような発表がございしますが、この発表はいかかものなのでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 発表はいたしてございしますが、ただいまお示しのような単月の伸びとしては一・二・五％の伸びであるところまでは申し上げたわけでございます。これがその後、年度を全部通じまして伸ばしていきまゝという数字をお示しされる向きがございしますが、そこまで私どもとしてはお示しはしてない。現在までの伸びをお示しし、それは悪くはないところまででございまして、全体を通ずると幾らになるかというところまでを示して発表したということとはございませぬ。

○鈴木和美君 数字的にまだ早いといへば早いわけでございますので、的確な確実な数字というのは答弁は要りませぬけれども、大方自然増収は予算編成時から見ると大幅に伸びてゐる、伸びるんじゃないかということはあるんじゃないかと思ひます。そこで、六十三年度の予算編成の問題ですが、概算要求も締め切られて、いよいよ国会が終つれば六十三年度の予算編成にかかるんだと思ひ

んです。もちろん自民党さんのいろんな状況などによつてどなたが總裁になるのかわかりませんが、れども、そういう経済の方針なり経済政策の展開なども影響があるんでございまして、今のところ考えられる六十三年度の予算編成に当たつて自然増収というものはどのぐらいに見込んで予算編成をするというふうなお気持ちなのか、今伺つておきたいと思ひますが、いかがでございましょう。

○國務大臣(宮澤喜一君) お尋ねはごもっともだとは思ひますけれども、ただいま政府委員が申し上げましたように、六十二年の税収そのものが、ただいまのところ伸びは悪くございませぬが、しかしそれは前年同期あるいは前年同期までの累計の対比で申し上げてございまして、前年の今ごろは税収は決してよくございまして、前年の今ごろはそれと対比で高い値が出ておるからといつてこれが今年度の全体を推測する根拠にはどうもなりにくいということを感じております。

殊に、昭和六十一年度に意外に自然増収がございました原因に、法人、殊に製造業が営業利益は円高等の関係で非常に悪かつたにもかかわらず、いろいろな金融操作、財テク等かなりの決算をいたしました。そのことが意外な増収増になつてきたと思はれるにつきては、ただいまのそういう製造業の営業利益は前期よりも改善しておることは確かと思ひますけれども、そのかわり今度はそのような財テク等々のいわば営業外の努力を、これは何と申しますか非常に苦しい努力であつたわけですが、そういうことは余り期待できないといふか、なさらないであらうといったようなことがございまして、つまり前期の法人税が意外によかつただけそのまゝ今期の法人税をそのベースで考えることに問題があるであらうということもございまして、今年度の自然増収がどのぐらいかということもなかなか申し上げかねておるところでございまして、それがはっきりいたしませんと六十三年度の税収を計算する

ことができない。御承知のように、六十三年度の税収を考えますのは年末になるわけでございますが、そのときまでに片つた方々で来年度の経済成長についての経済企画庁を中心とする作業が行われ、また大蔵省としてもそれまでにわかりました今年度の税収をもとに来年度の税収を考へるということもございまして、その時期までにまだかなりの時間がございますので、お尋ねはございませぬけれどもただいまのような状況で確たるものが申し上げられないということでございます。

○鈴木和美君 私がこのことをお尋ねしている最大の理由、目的というのは、自然増収というものをどういうふうに見るのかということ、予算編成なりそれから各省からの概算要求が決まつてこれからのいろいろ折衝もありましよう。そういうようなことを考へてみると、どうもこの自然増収というものが政策の展開に当たつて何かうまくそのときそのとき利用されてゐるみたいな感じがしてならないんです。

御案内のとおり、六十一年度当初予算において見込んでおつたのは六十一年度は五・二％の伸びです。決算ベースでいくと九・六％です。これは、ずっと見てみますと一番低く自然増収というものを見ておつたときですね。私が思うのは、確かに今大臣がおっしゃるようないろんな状況、経済の変化はありましようけれども、まだ自然増収というものは次も期待できるような状況だと思ひます。

そこで、これからの予算編成技術というものは、そういう自然増収というものを頼つてというのか、頼りにしてというふうなことで予算編成されるのか。片や、N・T・Tの法案も縛りがかつちやうつてゐるわけですからどうにもならない。そういうことになつてしまつて、マル優の問題もありまうけれども、これは大分先ですね。そういうようなことになると、一体これからの予算編成に当たつての税収のいづゆる方針というのはどういふことになるんだらうか。つまり自然増収だけを見込んでずつといくんですか、それとも財源がどうも

乏しいから何か考えるんですか。大臣は直間比率の問題も方々で話されているんですが、私は、そのところは一体どうするのかという興味と関心を持って大変重要視しているわけです。片や、こういうことを言っちゃおかしいでしょうけれども、前回、売上税などというあいまいな間接税に対しては国民の大変な批判があったわけですね。そういう批判というものは片方であるわけです。税収の面ではそういう問題点があるわけですね。したがって、六十三年度予算というものは、国民的な批判というものをどれだけ謙虚に受けとめられて、なおかつ現在の税収の状況を見たときに、これから一体どういふふうになるんですか、これが私の一番聞きたいところなんです。

時期はまだ早いとおっしゃればそれまででございますが、そういう経済の展望、六十三年度予算編成の大方針などについて大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 六十三年度の予算編成は先ほど申しましたようにまだ何カ月か後のことになるわけでございますが、一般論として六十三年度の税収というのは大変に悲観的かそれともやや楽観的しているかというお尋ねであるとしますと、経済状況等々から考えますと税収は少しは伸びてくれるのではないかとということを私自身は、今、確たる根拠はございませんが、楽観としては考えております。

その場合、一番やはりそれだけ特例公債の発行を減らすことができるというふうにはまず私としては考えるわけでございまして、御承知のように、昭和六十五年度には特例公債依存の体質から脱却したいという目標を政府はやはり持っておりますから、ある程度の自然増収があればそれだけ特例公債を減らせるということをやはりまず私としては考えます。

しかし同時に、おっしゃいますように、今年度のたゞいま御審議いただいております所得税等々の減税は、これはいわば前倒しを覚悟してお願いをしておることでございますが、来年も当然この

減税はそのまま続くわけでございしますので、来年度のこれに見合う財源はどうなるのかということについては実はまだいまのところ答えが出ていないわけでございします。

本来、政府は、通常国会で廃案になりましたけれども、長期的な税制改革をいざば歳入中立的なものとして構想したわけでございしますが、その中で売上税は御指摘のように廃案となりました。これについては政府もいろいろな反省をいたしておるわけでございします。その反面で、所得税についても法人税についてもいざば恒久的な税制改正を考へておりました。この直接税についての税制改正は、やはり何とかして実現をいたしたいと政府は今日でも考へております。考へておりますが、そのためには恒久財源を必要とするということもまた事実でございまして、まさに御指摘のとおり問題点を政府は苦しんでおるわけでございします。が、そういったしますとそのような恒久的な直接税の税制、減税を実現可能ならしめるための恒久財源は何かということについて、十分確たる答えを実は持つておりません。

事をやもう一つ複雑にいたしておりますのは、衆議院におきまして税制改革協議会というものが発足をいたしまして既に十数回の御討議をされました。そしてまたあるいは再開をされるのではないかと考へるわけでございしますが、減税については恒久財源を必要とするということについてははば会議参加者の間のコンセンサスがあったというのを座長報告は述べておられるわけでございします。そういったしますと、恐らく税制改革協議会においてはただいままさに鈴木委員の御指摘になりましたような問題にこれから取りかかれる順序であらうかと思われします。他方、政府は年末までに来年度の歳入歳出につきましての決定をいたさなければならぬわけでございしますが、このような機関がまたそういう御検討をなさるといふやきでございしますので、これは共産党を除いて各党が御参加であり、ああいういきさつで発足をいたしておりますから、いわゆる私的なものとは

政府は考へておりません。政治的には非常に尊重しなければならぬ協賛体であると考へておりますので、協議会におけるこれからの御検討、御討議をしばらく政府としては見守る、拝聴をするということにならうかと思ひます。

どうも、この協議会ということを上申しますと、殊にそれが衆議院にだけ設けられておるといふことがございしますので、他の院におきましてそういうことを申し上げますことは私どもとしても大変に申し上げにくいことであるのは事実でございします。事実でございしますが、現実に衆議院におきましてそういう共産党を除く各党間の御協議が今日まで行われませんでしたというおとという事実は、政府としても軽々しく考へるわけにいかないとこのことでもうしばらくその経緯を見守らせていただく、そうすべきであらうというふうに考へておるわけでございします。

○鈴木和美君 これはこのくらいにしますけれども、私がこの部分ではつきりしておきたいことは、やはり売上税という問題、マル優も含めてですが、国民のあれだけの意見、批判というものがあつたわけですね。これはやっぱり率直に受けとめていかなくやならぬことだと思ひます。そういう態度をとってほしいと思ひます。中曽根さんの時代だからおれは知らぬというわけの代物ではないと私は思ひます。その点は謙虚に受けとめてほしいんです。

同時に、今せっかくお話が出ましたから、私も百歩譲つて、何も参議院に税制協議会というものができたわけではないんですが、その税制協議会というものを今度は話題の中心にしようとするれば、いみじくも今大臣も、税制協議会がこれからいろいろな討論をするであらう、またそこに期待をされているという面もありましよう。つまり、何か自分のところが都合が悪いと税制協議会の意向を見てとか、税制協議会の議論を待ってとか、いろいろな話がずうとあつたんですよね。でも、野党は、恒久財源という問題は確かに問題であるという認識を持ちながらも、減税という問題に對し

て、先にやろうじやないか、お金も現にあるじやないかということ、恒久財源という問題の認識は持ちつつも減税という問題を先行させたんだと思ひます。そうですね。

さて、その限りにおいては、よしあしは別として、この一兆五千億余にわたる減税の恒久財源という問題は一体与野党を通じてどうしたらいいのかということを探る議論しようというときに、何でマル優だけが抜き出されなければならないのですか。伊東座長のあの報告書の中にも、現状でいいじやないかという意見、それから改組した方がいいよという意見なども並列されて、そしてマル優の問題については税制協議会は決着がつかないというところが歴然としておるわけでしょう。片方では、都合の悪いときには税制協議会でお願いをしたい、見守りたい、結論がつかないうちにばつとマル優だけが抜き出されるのは一体どういふことなんでしょうか。

例えば、恒久財源の一つの要素であるとは言へども、時期が繰り延べられてしまつた關係で六十二年度は何も財源がないですね。毎回議論されているように五、六年先の話ですね。今すぐというわけじやないです、このマル優は。もちろん、いろいろな不公平税制に絡む問題で野党もそれぞれの提起はしていますね。その中で、限度管理も含めたマル優の問題も提起しておいた。何でそれだけが今度拙速的に取り入れられなければならないんですか、財源的に言ふなら。

もう一つは、中曽根さんがよく言う悪用論というのがございしますね。悪用論と言ふけれども、私に言わせれば、悪い者を捕まえることができないから一般に全部負担してくれというみたいにしから聞かれないんです。だから、中曽根さんの必要とする理由もどうも私は釈然としません。他方、いや外国からきつて優遇制度だというふうな話があつてということもございします。しかし、この国会で外国の話をしては行けじやないですか。大臣がおっしゃる不要論についても、私は私なりに意見が

あります。いかがなものか、これだけの課税ペー
スをほうっておいていいのか、これに対しては私
は意見がございます。

あれやこれや考えてみても、なぜこのマル優だ
けが今国会に抜き出しに出されなかならなかつ
たかという理由が私ははっきりしないんです。い
かがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) マル優につきましては
は、既に申し上げましたことを鈴木委員も御承知
の上でお尋ねいただいております。でございます
けれども、要するに、過去においてこれが目指した
政策目的というものは果たした、となれば特別な
社会的な配慮を必要とする方々にはこの制度を改
組して残す、それ以外の方々には普通の所得とし
て富資産所得でございますから課税をするのが相
当ではないかというふうには私は思っております。
でございますが、確かに御指摘のように、これは、
歳入としては何年かたちませんといわば一〇〇%
期待する歳入は入ってこないわけでございませ
う、当面の財源にならねるということとは御指摘
のとおりでございます。

にもかかわりませず、政府としましては、所得
税法を改正するといたしますれば、これはやはり
所得の一部であることにもより変わりがござい
ませんので、実現に、フルにこれが歳入になる
ということに相当の時間がかかるということも考
えながら、したがってなるべく早くこれは実施に
踏み切るべきである、こう考えまして今回所得税
の改正の一部と考えまして御提案をいたしたわ
けでございます。

税制協議会との関連におきましては、これは非
常に複雑な政治的経緯を経たのでございます。す
れども、まず八月七日に税制協議会がいわば二
月間の審議を終えまして、座長報告がなされまし
た直後の八月七日に自民党の幹事長から与野党
書記長・幹事長会談におきまして四項目の御提案
を行い、その中には利子課税の制度の改組を述べ
ておるわけでございませうけれども、八月二十六
日にさらに与野党の書記長・幹事長会談が行われま

た。

これらの会談を通じて、この四項目の自民
党の御提案については、各党はそれに賛成をされ
たわけではございません。同意があったわけでは
ございませんが、現実にはこの会談を契機といた
しまして衆議院における税法の御審議が始ま
つた、そういう大変複雑な経緯を経ておりまして、
片方で税制改革協議会が行われておつた、その参
加をしておられる同じ各党が書記長・幹事長の会
談を重ねられて衆議院の審議が再開された、そう
いう大変に微妙でございますが、経緯としてはそ
うような経緯であつたと考えております。

○鈴木和美君 その点は前回の我が党の丸谷委員
とのやりとりです。私は、そのところは、い
づれまた丸谷委員とこの委員会の中で整理すべ
いと思ふのです。

私が今言いたいことは、八月七日、八月二十六
日、いろいろな経緯がありました。あつた
かもしらぬけれども、宮澤大臣がおっしゃるみた
いな所得税の公平化とか政策目的がなくなつたも
のであるからと、ただそれだけの理由でマル優の
問題が抜き出されて議論になつたというものでは
ないと思ふんです。

なぜかという、税制協議会とのときには野党も
そういうマル優を含めて十項目述べているわけ
でしょう。不公平は正の観点から、有価証券譲渡
の課税強化とか土地税制の改革の強化とか非課税
貯蓄の限度管理の徹底とか貸倒引当金繰入限度額
の適正化とかタックスヘイブンの対策とか支払い
配当課税制度の廃止とか配当課税の改革とか給与
所得控除の頭打ちの制度の復活とか特別措置の見
直しとか、そして公平な税務執行体制の確立等々
についていろいろな意味から税の公正化、公平化と
いうものについて議論しようではないか、そして
そういう問題があることは十分承知しているが
ら、なおかつ減税は先にとりあえずやろうという
いかというところで税制協議会の中でも——今大臣
は十数回と言つたけれども、十二回じゃないです
か。数回というのは五、六回ですから、十二回な

んです。そのくらい話は進んできたわけではし
ょう。

だから、今大臣がおっしゃるみたいな問題点と
いうものが、仮にいい悪いは別にしても、あると
いうことはそれぞれの認識の中にあつたはずで
す。だから、そういうものを含めてこれから徹底
した議論をやろうじゃないかというところは前回か
言つておつたんじゃないですか。にもかかわら
ず、突如としてそういう書記長だか幹事長だかの
会談のときにひよつと出てくるとかこれだけがば
つと抜き出されるということとは、ほかの理由があ
るんじゃないですか。税体系とか税構造とかそう
いう議論とは全く違つた意味において、私はマル
優という問題が出てきたんじゃないかと思ふん
です。その点が何としても気持ちの中にすんと落
ちないんです。いかがですか、この点は。なぜ
そういうものがそういうふう突如として出てき
たのか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府といたしますと、
この問題については前から税制調査会の答申もあ
りまして考えていたところでございませうが、御指
摘のように、税制改革協議会が十二回の御審議
の中でこの問題については意見の一致を見なかつた
わけでございます。御指摘のとおりであります。

しかし、政府・与党といたしましては、この臨
時国会における税制改革の中でこの問題はやはり
取り上げることが必要であるという判断をいたし
ました。ために、税制改革協議会の中でも、二
それを構成する各党の最高責任者の幹事長・書
記長会談において自民党からこの問題についての
提起を行い、二度の会談が開かれて、それに
ついて合意があつたということではございませ
うが、その二度の会談の協議を契機として衆議院
の御審議が始まつた、こういう経緯でございませ
う。政府・与党がこの問題についての税制改革協
議会にあらわれた野党の御意向ということ
を全く無視したあるいは配慮をしなかつたとい
うことはございませう。書記長・幹事長会談にお
いてこの点は二度にわたつて御検討いただいた、

御同意があつたわけではございませうけれども御
検討いただいた、こういう経緯でございませう。

○鈴木和美君 私は委員長にお願い申し上げます
んですが、今大臣の答弁を伺つておりますと、マ
ル優のつまり突如として出てきた問題と、それか
ら俗にマル優問題を今回提起しなかならぬとい
うようなことを前提にして議論されている中曾根
さんの悪用論であるとか、それから宮澤さんの不
要論であるとか税制協議会の経過とか外国の問
題であるとか、いろいろなことを述べてきたん
です。私は、一つ一つ政府が述べたことはもちろん
政府の態度ですからどうぞお述べくださつて結構
です。しかし、この国会でそのものだけを議論し
ても意味ないじゃないか、恒久財源の問題まで含
めて与野党でやろうじゃないかということと言
つておつたじゃないか、そう述べているんです。そ
れが、与野党書記長・幹事長会談だかどうか知り
ませんが、突如として出てきた。与野党書
記長・幹事長のところに出てきたというだけなん
です。どういう理由でどうだということはないん
です。そのところがはっきりしない限り私は質
問できませんから、これははっきりしてくださ
い。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま申し上げまし
たような経緯でございましたから、この利子課税
について政府が御提案をしたことにつきまして、
与野党間の合意があつたことは申し上げるわけ
にはまいらないわけでございませうけれども、二度
にわたつて関係各党の最高責任者が協議をさ
れ、そして自民党の提案いたしましたこの四つの
点につきまして、それはこの問題を含んでおるわ
けでございますが、合意があつて——合意があつ
たわけではございませうが、その結果として衆議
院の審議が再開されたという経緯を考えますと、
政府・与党としては、御賛成を得ることはできま
せんでしたが、各党のこれについての御関心につ
いては十分御説明をする努力をいたしたというふ
うに私は考えております。

○鈴木和美君 もう一度申し上げます。

今、大臣がおっしゃっていることは、それはそれで結構だと言ふんです。ただ、私が言いたいことは、与野党書記長・幹事長会談をやったとしても、どの党も合意はしていません。とりわけ我が党は、そのことに對してはもう絶対反対をずつと主張し続けてきているんです。幹事長会談のときにも、だから、出さ出さないかという技術論じゃなくて本質論を私は言っているんです。本質論はあなた方が何も心配することないじゃないですか。与野党が恒久財源の問題について一生懸命これからやろうじゃないか、ましてや自民党の總裁任期がいつかもうちゃんと決まっているわけでしょう。六十三年の予算編成の時期も決まっているわけでしょう。自然増収が見込まれる時期はどうかということも大体決まっているんですよ。あとはどうするかということ、これは大変なことなんです。だから真剣にやろうというのに、何で抜き出されなければいかぬのか。

もつと別な表現で言えば、中曾根さんが内閣総理大臣だから何とかしてでも引退の道筋をつけたのか、それとも売上税とマル優が前国会であらうふうになつたから、三百を持つ自民党としては顔が立たぬということなのか、もつと別なところに本質があるんじゃないかと私は言うんです。

だからその意味で、何は説明されたって私は今のところ納得できないですよ。これは数回についてぜひ理事会で協議してもらいたいと思います。

○委員長(村上正邦君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(村上正邦君) 速記起して。
大蔵大臣、同じ御答弁を三回繰り返さなされておられるわけですが、その答弁では納得がいかないと、こういうことですが、それ以上踏み込めませんか。踏み込めなければ別途協議いたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 本件の今日までに至る経緯はただいま申し上げましたとおりでありまして、政府・与党といったしましては、税制改革協議

会等々における各党の御意向にかんがみまして、書記長・幹事長会談等を通じて十分政府・与野の考へておりますところを御説明申し上げたその努力は最善の努力が尽くされたと考えておるわけでございます。そして、その結果として衆議院の御審議が再開をされて、税法につきましての衆議院としての議決、それは御承知のように四の修正を含むものでございますが、そのような議決が行われまして本院に送付をされた、そのような経緯でございます。

したがしまして、この利子課税につきまして野党各党の合意があったということとはもとよりございません。現実には、衆議院におきまして税法は野党は反対を表明せられたわけでございますから、ございせんが、結果といたしましては修正を含みまして衆議院から本院に送付をされた、そういう経緯で、政府といたしましては与党と力を合わせまして本件につきましての御説明には最善を尽くしてまいりましたつもりでございます。

○鈴木和美君 納得できないです。同じ答弁で

○委員長(村上正邦君) 速記とめてください。
〔午前十時四十分速記中止〕
〔午前十一時五分速記開始〕

○委員長(村上正邦君) 速記を起して。
〔午前十一時五分速記開始〕

ただいま理事会におきまして、鈴木君の質問は基本的な問題でございますので政府と与党である自民党と再度協議をいたしまして何らかの形で大臣御答弁をいただく機会をいただきまして委員会を続行したいと、こう思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

○鈴木和美君 ただいま私の件につきましては理事会協議が行われたようでありまして、理事会の決定でどうぞ運んでいただきたいと思います。そこで次の問題、絡んで御質問をいたしますが、今度現行の法律案でまいりまして、なおかつ与野党で協議された経過の中で、マル優の非課税というものが六十五歳並びに弱者と言われる方々にはそのまま続けようというお話でございます

が、この六十五歳というものはどういう基準で出してきたんですか。

○政府委員(水野勝君) 今回御提案しております利子課税の改組案につきましては、お年寄り、母子家庭、身体障害者等所得の稼働能力が減退、消滅された方、こういった方々につきましては、貯蓄につきましては一定限度まで従来どおり非課税とさせていただきますが、その際所得の稼働能力が減退した方々の対象、その中でのお年寄りの問題でございますが、この点につきましては、お年寄りと、老人につきましての国におきましますところのろもろの制度、こうしたものを考え、それとの整合性を保つように図らしていただいたということでございます。

具体的には、税制におきましても老人につきましますの制度がろもろございまして、そうしたものの中におきましては、例えば若年者控除は六十五歳以上、老人扶養控除につきましては七十歳以上等の年齢がございまして、また老人福祉法によりましますところの福祉の措置、こうした福祉につきまします六十五歳あるいは七十歳と定められておるところでございます。それから社会保障制度におきましますところの基礎年金等の支給開始年齢の原則的な年齢が六十五歳でございます。

こうしたろもろの制度との整合性を考え、また今回御提案申し上げております趣旨からいたしまして六十五歳と御提案をさせていただいているところでございます。

○鈴木和美君 お年寄りというものは六十五歳以上のことを言うんですか。

○政府委員(水野勝君) 税制上におきましては、若年者と言ふときには六十五歳、老人というときには七十歳というふうな所得税法等の税制上はそんなふうに分けていただいております。

○鈴木和美君 今時間がありませんでお年寄りと老人の定義を議論するつもりはないんですが、六十五歳という基準というか、そのことを採用するということがあれば、百歩譲って、マル優とい

う問題は基本的にいろんな問題はあれども、大体退職の年限というのは六十歳ですね。六十五歳から仮にマル優が非課税になっているということであっても、生活のサイクルというのは老後の生活とやめたときからはかたてにいかないと老後の生活というものが確保できないというような意見などもあつて、六十五歳にするのであれば六十歳にしてくだつていいじゃないかというような意見などもあつて、これに關してはどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(水野勝君) 通常の職場でございますと六十歳というところでございまして退職をされるということのケースが多いことは御指摘のとおりだと思いますが、六十歳でございまして現時点ではなお元氣な方が多く、ろもろの第二の職場等々におきまして所得を稼働しておられるというケースも多いわけでございまして、したがしまして、どの点で所得の稼働能力が減退したかという点を割り切るかということになりますと難しい問題もあるわけでございまして、先ほど申し上げたような税制上の国の措置その他ろもろの国の措置との整合性から切らしていただいているということでございます。

それからもう一つ、先ほど制度の趣旨からもちの年齢を考えさせていただきましたということを申し上げましたが、今回引き続きまして非課税貯蓄制度を続けられる方々の貯蓄の割合を今度の御提案申し上げている線まで申し上げますと、今までの非課税貯蓄の大体四分の一ぐらいの方が引き続き適用を受けられるようになっておるわけでございますが、六十歳までまいりますと現在の非課税貯蓄の四割近くが引き続き非課税に相なる。これは、現在のマル優制度が始まりましたときは三割程度の適用、個人貯蓄の中でのウェイトであつた、それが現在七割まできている、それがこの非課税貯蓄制度の問題点として一つあるわけでございまして、したがしまして、四割近くまでまいるといふのはいかがか、四分の一程度がこの制度の趣旨にも適合するのではないかといたった点が制度の

趣旨でございますし、その点をもう一点付言して申し上げさせていただきます、六十歳に切りましてそれだけ適用範囲が広がりますので約三千億円以上の減収を伴うといった点もあるわけでございまして、こういったことをもろもろ検討いたしまして六十歳ということで御提案を申し上げますところでございます。

○鈴木和美君 大臣にお伺いしたいんですが、私の推測によりますと、先ほどの議論じゃございせんが、大変マル優の問題は国民関心の問題でございまして、私たちがとにかく反対なんです。皆さんの方は何とかやりたいと。やっただからにはある程度見直したかというところが国民的にちよつとわからぬと格好が悪いというように、六十歳にしたらどうかということに対して、見直したならばこれは四割なんですと、そこそここの法案の一番のねらいがあるんだというように意味で、もちろんお金三千億というのはいくらでも、そこは私は五十歩百歩だと思ふんです。六十歳にしても六十歳にしても、その辺のところは五十歩百歩だと思ふんですが、大臣はこれに対してどういう見解をお持ちですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) このたび改組いたしました制度としましては、社会的に特別の配慮を必要とする人々に対してこの制度を置きたい、こういうことではございますが、その場合年齢をどこで切るかということはこれは一つの決断をしなければならぬことではございますが、ただいま政府委員が申し上げましたように、どの辺からいけば稼得——稼得というのは所得を得るという意味でございまして、能力が現実には落ちていくか、世の中で老人と考へなければならぬ常識的な線はどこであろうか等々のことを考えますと、国民全体が長寿になっていることもございます。また現実には六十何歳という年齢は決して引退をされるような年齢というふうには現実の社会はなっておりません。また、社会保障等々年金などの問題もいろいろ考えますと、やはり今として

六十五歳というのがお年寄りとして特に配慮をすべき境目ではないか。いやそれでもまだ六十五歳ではお若過ぎるという考え方もあるのかもしれないけれども、そうそうもまいりません。やはり六十五というのとは相当な境界ではないかというふうに政府としては考へておるわけでございまして。

○鈴木和美君 私は先ほど原則的に反対の態度をずっととってきたんですが、持ち時間の関係もございまして、この点については私は大変深い関心を持っておりますので、大臣も質問の時間は少のうございましてけれども頭の中に入れておいていただきたいと思ひます。

さて、国税庁にお伺いしますが、六十五歳にしても六十歳にしても、ある基準を引くということだとしますと、それでなくともこのマル優の限度管理をしつかりしうや、名寄せをしつかりしうやというふうな風潮でございまして、そこで、まだ、六十五歳にしても六十歳にしても、そういう老人名義というものが悪用されはせぬか、しっかりと管理できるのかというふうな国民の心配があるんですが、国税庁としてはどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(日向隆君) ただいま委員が仰せられましたように、マル優制度につきましては、その制度を的確に運用するためには本人確認が正しく行われることと提出された非課税貯蓄申告書を的確に名寄せすることが必要だと存じます。

ただいま提案されている政府案による場合、本人確認につきましては、これは御案内と思ひますが、住民票等一定の公的書類により行われることとされておりました、これが金融機関等の窓口で適正に行われれば仮名預金による不正利用の問題はなくなるものと考えられます。

他方、非課税貯蓄申告書の名寄せにつきましては、その対象者が老人等で、今御議論ございましたが、私も約二千万人弱と見込んでおりまして、住所、氏名及び個人の不変の要素でございまして、生年月日を名寄せのキーといたしまして、全国

一本の名寄せをすることによりまして非課税貯蓄の限度を超えて提出される申告書のチェックが可能であらうと、かように考へております。

○鈴木和美君 国税庁ですけれども、マル優に限らず、現在の機械化とかコンピュータとかいふような方法を講じれば、非課税になっているいわゆる悪用というものが、そういうものは現在の技術上においてすべてつかまえられるというふうな見通し、見解に立たれますか、それともちよつと難しいなという見解に立たれますか。あなたの個人的見解でもいいです。

○政府委員(日向隆君) 本人確認の問題につきましては、ただいま申し上げましたように、公的書類によりまして金融機関の窓口で厳正なチェックが行われれば仮名預金の問題、仮名問題については私は解決が可能であらうと思ひます。

ただ、問題は、この場合におきましても借名という問題がございまして、借名につきましてはなかなか問題が難しく残ってくるのではないかと、かように考へております。

それからもう一つ、お尋ねの名寄せの問題でございまして、これはコンピュータの技術の進歩その他を勘案して考へていく問題ではございますけれども、二千万人弱という場合には今言つたような技術的な観点でこれが可能であらうというふうには私は申し上げましたが、これが現行制度のようにならば一億数千人が対象になってくるということになりますと、現在私も持っております非課税貯蓄申告書の残高は正直申し上げまして一億六千五百万枚ぐらゐに達しております。また、年々提出されるフローとしての非課税貯蓄申告書も約二千万枚というふうな膨大な数になっておりますので、これが金融機関の窓口の所在する税務署を通じて今度は納税者が住んでおります税務署に送られてまいりましてそこで名寄せが行われるということになるわけでございまして、これに比べて、これをコンピュータによりましてどの程度的確に実施することができようか、これはかなり検討を要する問題であらうかと思つております。

すし、御理解賜りたい点は、この場合には二千万人弱の場合と比べまして相当膨大な事務量とそれから経費がかかるということがあらうかと思ひます。

また、先ほど申し上げました借名の問題につきましては、二千万人の場合にはおのずからその対象が限られてまいりますので借名しようにもなかなかしづらゐという実態上の問題がありますが、一億二千万人程度の話になりますとこの借名の問題につきましてもかなり程度の違いがあらうかと、かように考へます。

○鈴木和美君 主税局長にお尋ねしますけれども、今御貯の方の問題はそれなりにわかつたんですが、質問がありました現在の非課税の残高で、六十年末までは二百八十七億ですが大体三百億ぐらゐになっているのじやないかと思ふんですが、この数字について悪用がどのぐらゐ行われているかというふうなことは、主税局長、大体ある数字がわかりましようか。

○政府委員(水野勝君) 現実には国税庁におきまして調査を申し上げればかなりな問題が出てくるということは事実でございまして。

制度的にこれをどのくらいをもつて不正があるかという点につきましては、制度的に考へますといろいろ難しい面がございまして、例えば貯蓄動向調査、家計調査、こういったものから平均の保有額を取り出し、それに世帯数を掛けますと示しの二百八十七兆とは相当な差がある。しかし、それは統計のとり方等の問題でもございまして、全部がそれは不正であるというとは言えないと思ひますが、そうした計算をしますとかなりな差が出るということとはそうした不正的な要素もあるのではないかと、かようにも受け取れるわけでございまして。

しかし、正確に二百八十七兆の中でどのくらいが不正であるかということをおし上げるのはなかなか難しいところでございまして。

○鈴木和美君 私の推計では、今のお話ではござ

いせんが一世帯当たりの貯蓄残高と世帯数を判断してみますと、約百兆円ぐらいどうもおかしんじゃないかというように、私は大ざっぱな計算ですけれどもそんな感じがあります。局長も、悪用されている要素要因があるかもしれないという今お答えですね。全部がそうだとはいわねけれどもどうも悪用されているというふうな認識でおられると思うんです。

それで、これはもちろん限度管理という問題から始まって、資金のシフトから始まって、金融の事情から始まってキャピタルゲインというものが大変これ議論になっているわけでございます。それで、それについて私どもとしては、個人のプライバシーという問題があつたんですけれども、番号制みたいなものを入れてきちと捕捉をしないと、制度上の不公平というものはよくここで議論になるんですけれども、大蔵大臣のこれまでの御答弁じゃございませんけれども執行上の不公平がいつも問題にされるわけです。私は五十六年のときに当委員会でも質問したことの記憶をずっと持っているんですが、おいでになる福田先生も当時主税局長だったし高橋先生もそうだし海澤さんもそうだし、今度水野さんにかわつて、そのときそのときに税務署の職員はふやしてください、そうでないといふ私ら困りますよと何回も言われている。ところがふえるのはこれぐらいです。つまり実調率というものが非常に下がっている、そういう状況の中で一挙に税務署職員を何万人ふやせなんていったってできっこない話ですね、これは一挙には。徐々にはしてもらわなければいけません。けれども、こういう不正というものがあつて、税制上いろいろな制度をつくつてみても、結局はしりが割れちゃつていくというふうなことになると思うんです。

だから、私は、一つは、税務職員という問題もしっかり考へてほしいと同時に、水野局長は、先般、和田先生の御質問だったかどうか知りませんが、けれども、そろそろキャピタルゲインの課税の方角について番号制を含めながらこれから検討を

ていかなきゃならぬと思うというように私がそれた答弁があつたんですが、今のお気持ち、答弁は私の理解で変わりがございませんか。

○政府委員(水野勝君) 番号制につきましては、ただいまお示しのように昭和五十五年改正におきまして、国民納税者番号ということではございませんが、非課税貯蓄を利用されるという方の番号、これを便宜使ひまして非課税貯蓄だけでなく利子課税全体につきましてこれを適用して適正化を図るということをお提案申し上げて立法化させていたところでございますけれども、諸般の事情から五十八年度改正で三年間延期をさせていたところ、六十年改正ではこれは撤回をさせていただきます。六十年改正でございます。これがまだほんの一年でございまして、改めてもう一回番号制度を仕組みをつくり直しまして御提案してまいりたところの環境はまだ私ども十分ではないのではないかとこのように考へておるわけでございます。

ただ一方、御指摘のございましたキャピタルゲイン課税につきましては、これはなかなか放置できない問題である。この点につきましては、年々その課税範囲の拡大に努めてきておるところでございます。また、昭和二十八年度に有価証券のキャピタルゲインは原則非課税としつつその背後にある担保力に着目して有価証券取引税を創設させていたわけでございます。その有価証券取引税が今や一兆四千億円という税収を上げるに至つております。これだけの御負担をいただいておりますところでございます。これが流通税という形をとつておりますために、こうしたもので配慮をさせていただいておりますといつてもなかなか簡単に御理解は得られない。この有価証券取引税とあわせながらキャピタルゲイン課税を、実質的税負担を所得課税の面でお願ひをしていくという仕組みをやはり有価証券取引税というだけじゃなくて考へてまいる必要はかなり大きなものであらうかと思つてございまして、このキャピタルゲイン課税の問題については早急に取り組む

必要がある。従来からの漸進的解決はもちろんその努力は続けなければいけないと思ひますが、基本的な勉強も早くする必要があつたことを考へておるわけでございますが、ただその場合におきまして直ちにキャピタルゲインにつきましても番号制的なものをその中どの程度組み込んでいくのかということになりますと、番号制度の先ほど申し上げた経緯等からしますとこれはなかなか難しい面があるというふうに感じておるわけでございます。

○鈴木和美君 結局、勉強するといつたって何やるんですか。今答弁聞いておつて、あつちいったりこつちいったりしてゐるんですが、さっぱりわからないのですが、何を勉強するのですか。

○政府委員(水野勝君) 端的に申し上げますれば、現在二つの方式で御負担をいただいております。一つは有価証券取引税、一つは特定の継続的取引の場合の譲渡益課税、この二つの方式でございますが、この継続的取引だけに限られた現在の有価証券譲渡益課税につきまして継続的取引ということに限らずに譲渡益課税をお願いをする、それが直ちに原則課税と一挙にいけるものであるかどうか、そこはその中間にいろいろあり得るのかどうか、そこらそのまだ基礎的な方向につきましても十分内部でよく検討されたところではございせんが、そのあたりから取り組みを始めなければならない、このように考へております。

○鈴木和美君 大臣、私は一律分離課税というものを今提起したということは、大蔵省としては総合課税という問題は別に放棄したわけじゃないですか、ということをおっしゃつてゐるわけですね。だけれども、実質的にも分離課税をここに入れるということとは、総合課税というものを放棄はしてないんだとは言ふけれども、時間的、物理的に見れば分離課税というものを認めざるを得ないというふうな方に行つちやつてゐるんじゃないかと思ふんです。私は、このところは一つの税体系として問題だ、税構造として問題だ、ということをおつてゐるんです。

今こういうことを議論しようというわけじゃないんですけれども、そういうことから考へてきたときにやっぱりキャピタルゲイン課税という問題を本気で考へていかないと、これは悪徳商法じゃないですけれども大変な社会的問題というものが私は出るような気がしてならないんです。だから、今水野局長は勉強していただきますとおっしゃつたんですが、納税者番号でも何番号でもやっぱり番号制を入れないとちよつとどうかなと私は思ふんです。例えば、グリーンカードの問題についても、省はグリーンカードをやりたいと、何といつたって提起したんですから。むしろこつちに並んでゐる自民党の方がだめだといつてあれはやめたんです。今の金丸さんが一番親玉になつてやつたわけでしょう。よく考へてみると大金を持ってゐる人にばかりとかけられては大変だといつて、これは一挙にどんでん返しになつてあんなことになつちやつたと思ふんです。だけれども私は、やっぱり番号制というものを入れてきちつとした捕捉をしながら適正な税を課すということが必要だと思ふんです。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですが、そのキャピタルゲインという問題について、番号制も含め、有価証券であればそれぞれ売買の報告書を提出するとか本人の確認をきちつとするとか証券会社の協力をもらつてどうするかというふうないろいろな方法があると思ふんです。そういうふうなキャピタルゲインの課税について、近いうちに本気になつてお取り組みになるのかならないのか、その点の見解を大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 原理原則の問題といたしましては、どのように発生した所得も所得として、しかも理想的にはそれは総合課税で累進の課税を受けるべきであるというのとは原則であらうと思ひます。

そこで、ただいまお話しになりましたキャピタルゲインの問題というのは、過去にもそういう経験をいたしたわけですが、なかなか行政

として、先ほど鈴木委員がいみじくも言われました制度としての公平ということと執行面における公平という問題が確かにございまして、行政とし

当委員会に報告するというようなことまで私は言いたいんですけれども、受ける用意がございますか。

ではなかなかキャピタルゲインというものを公平に捕捉をするというそういう体制ができていない。これは残念なことでありませうけれども、現実にてきていない。そこで、かつてグリーンカードというようなことである程度のそういう措置を考えたわけでございますけれども、それはいろいろな意味で、自民党ばかりとは申し上げ得ないいろいろな世論のやはり反響がありまして入れられるところとならなかつた。それは、我が国のように、アメリカなんかと違ひまして長い歴史を持っている、陰と陽の陰影のある社会におきましては、すべてのことを番号で白日のもとにさらすということについてのやはり国民の気持ちというもの、古い国でございますだけにあるのであらうと思われまゝす。また、そういうことから過去に不幸な体

験をしたこともございますものですから、必ずしも国民がそれを受け入れる気持ちになつておられないということではないかというふうに考へておりまして、そういうことの中で、しかしおっしゃ

いますようにこれを全く放置するというわけには
まいたらない。体制の中でだけのことができる
か、継続的にあるいは大量にということから
らだんだんにその課税の範囲を拡大してまいら
うとしておるわけであります。究極的には、やはり
今鈴木委員のおっしゃいましたように、何かの形
で公平な行政によって過不足なくそれが把握でき

ということが究極のやっぱり私どもの目標である、そういう努力をしていくべきものであると考へております。

○鈴木和美君 主税局長、こういうことはできませんか。今大臣の問題認識もやっぱり大変なものであるという認識でございますので、大蔵省がいろいろ検討した結果をこゝ一年とか二年の間に村上委員長に報告するみたいな、勉強します、勉強勉強でいつまでも長くするわけにいかぬものですから、勉強の経過を必ず一年ないしは二年の間に

当委員会に報告するというようなことまで私は言いたいんですけれども、受ける用意がございますか。

○政府委員（水野勝吾） 私どもとしては、この問題は放置できない問題であると考えておりますので、できるだけ早い機会に当委員会におきますと

ころの御審議を踏まえまして十分勉強をいたし、その成案ができればこの委員会の御審議の過程でいろいろまた御議論をいただき、そしてまたそれが法案としてまとめられるまでの段階に至れば法案として御提案を申し上げ、御審議を願いたいという希望は持っておりますが、今回の改正御審議を経て後にどの程度のスピードでタイミングでそうした勉強ができるか、この次のとか、この次の次のとか、そこまで具体的になかなか申し上げられないわけですが、そうした検討を重ねね御審議を願うという希望はもちろん持っております。

○鈴木和美君　茶化しでなく聞いていただきたい

○政府委員（水野勝君） 毎年国会で御審議、御議論をいただきますしたら、その御意見、御議論、御指摘は税制調査会に次の機会に報告を申し上げ、その場でまた御議論をいただくわけでございまして、そのときの御議論が税制調査会でまとまれば

次の改正の機会にはお出しをしてまいるというタイミングになろうかと思うわけでございます。

通常の年でございますと大体二月、三月に国会で御議論を願ひ、それを春夏秋といただきまして御議論を申し上げて、次の機会にと申しますと一年あるわけでございますが、今回は、今はいよいよ九月になっておりますので、ややそこは通常の年のタイミングとは少し違っておりますので、すぐこれをもって来年度の改正となりますと時間的にかなり切迫していますので、通常の年のようなわけにいくかどうか、そこは若干自信のないところでございます。

○鈴木和美君 短い時間ではありますけれども、国民の多くがこの問題については注目しておりますので、大臣、今私が述べた点を十分踏まえて対応していただきたいと思います。

次は、所得税の問題について若干伺っておきます。

今回提出された法案と当初案と比べますと、当初案の方につきましては、これからのつまりサラ

リーマンの税のあり方というようなものがある程度政策的展望的に整合性というものが私はあったように思うんです。つまり税率構造を六段階にしようであるとか、そういうものとの関連でこうだということにある程度整合性があつたように思うんです。今回出てきているのは十三段階か十二段階か、それだけです。したがって、私が思うのは、この勤労者の税の問題というもののフラット化というものは放棄されたのか、これはどういうふうにこれから取り扱われるのか、その点を伺っておきたい。

（政府委員（水野勝君））前国会に御提案を申し上げた姿で申し上げますと、御指摘のように、六段の所得税の刻みといたしておたわけでございます。これは、大多数のサラリーマンの方々が固まつておられる所得分布の中では、世代、ライフサイクル的に考えますと、初任給から始まって四代、五十代の働き盛りになり退職されるという中で、それほど累進を余りきつくる必要はない

ではないか。むしろお子さんの教育とか住宅問題で一番生活に逼迫感のある四十代、五十代、その時期はまた収入も高水準になる時期でございませうが、そこに累進が働くということはサラリーマンの重税感を高めている面があるというふうに考へられるところでございますので、大多數のサラリーマンの方については一つないし二つの税率で、さうして対処していただいていいのではないかと。それを基本にしつつ、その一定の水準以上は累進をお願いをするとしても六段階ぐらいという姿を描いて、そうした税率構造を含む改正案を御提案申上げたところでございます。

ただ前回の通常国会、それから今般の臨時国会に至るまでの経緯等を踏まえまして、今般はそうした諸税率の刻みの全体としてのイメージは頭に置きながら、当面こまでできる、当面こまでとはとにかく早急にやる必要がある、それは財源の点も展望しつつの上でございしますが、今回はそこまでのものをとりあえずまとめさせていただいて御提案をいたしましたところでございます。

そうした基本的な考え方をくり上げたその背景となる考え方につきましては、私ども、それはやはり将来の姿としてはあつていい姿ではないかということはお頭には置いてございますが、それをどのように今後実現していくかということになりますと、財源の問題、他に税制改正を急ぐべき問題等々との兼ね合いでございますので、今国会におきますところのものもろの御議論を踏まえながら、そうしたイメージは持ちながら検討はしてまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木和美君　今のお話によりますと、将来の税の構造というか税率構造ですね、これは前回提出されたようなものは捨てているわけではないんだ、だけど通常国会、今度の臨時国会を見て今回はこういうふうにしたと。捨ててはいないという答弁だと思ふのですが、しかし直ちにそれをどうするかということについては、今のところどうも計画的なものは持ち合わせていないというように受け取ったんです。

そこで大臣、大臣の答弁の中でもこの前出ておったのですが、今回の一兆五千億余、住民税を入れて二兆というような減税というものは相当思い切ったものである、過去から見てもそれこそ数えるぐらいである、思い切ったものだという答弁がございましたね。そして片方、フラット化の方は、いつ、どういうふうに採用するかという計画的なものとはつきりしないんですよ。先々の労働者を考えてみても、減税はそう簡単にこれから行わないんじゃないか、賃上げといつてもそう簡単にはいくものじゃないだろう。同時に、大臣が衆議

院でお話しになったときの言葉も私は非常に引かかるんですが、ヨーロッパやアメリカなどでは付加価値税みたいなものが導入されたときに減税が行われていますという項目があるんですね。裏から読むとそういう新型の何かが入らないときには減税はないんだと、裏から読んだら皮肉ってそういうふうには私にはとれるんですね。

そういうことをあれやこれや考えてみますと、今いみじくも主税局長がおっしゃった、財源というものが限り少なくとも減税というものはそういうじゃないと、そうおっしゃった。そうすると、サラリーマンの減税とか所得とか安定した生活とかいうことを考える場合の国としては、もうお金がなければだめだ、つまり裁量的なものでしかやれないということに答弁が意味するように思うのです。それではサラリーマンはたまたまものじやないと思うんですね。ちよつとでも上がれば税率構造は上がるのですから、名目賃金で上がったいくのですから、実質所得は減るのですから、それが放置されていくということになるとこれは大変なことだと思ふんです。

それでも一つ、私は心配なのは、最近日銀がこういうことを言っていますね。今は確かに物価は何とかかんと落ちついているように見えますよ。だけれども、マネーサプライの問題であるとか御売物価の問題であるとか素材の値上がりであるとかというところに対して、インフレの危険というものを今も赤信号で出していますね。そういうことを考えていった場合に、サラリーマンの生活というものに物価調整減税という言葉じゃないかもしらぬけれどもインデックス・インみたいなものをやっぱ採用しておいて、サラリーマンが動めてからある時間まで、退職するまで余り税率というものは動かないような、安定した生活が営めるといふような意味で私はこのインデックス・インというものを取り入れたらどうか。諸外国でもやられているわけですね、そういうものについて大臣はどういう見解をお持ちですか。

○国務大臣(宮澤喜一) 売上税の御議論が国会

で行われましたときに、このようなものを導入すると税率を上げることとは比較的容易ではないかというお尋ねがございまして、それに対して、西欧諸国を見ておきますといわゆる付加価値税の税率の変更というのは大きな所得税等の減税が行われるとき、それとのいわば見合いで行われることはございまして、そうでもない場合にはなかなか税率の引き上げというのは簡単にには行われておられないように存じますということをお願いしたところとがございまして、それはまたそのとおりであろうと思うのであります。

そこで、ただいまのお尋ねのことは、私もやはり殊に給与所得者について累進構造の緩和を図って、いわば社会に出ましてもから返職するまでの間の余り厳しい累進というものを何とかして穏やかに緩やかなものにしてほしいということはいつの日に実現をいたしたいと思っております。また、法人税についても国際的な観点からいえば現在のものは高過ぎると思っておりますこともしばしば申し上げました。しかし、それらはいずれにしても相当な財源を必要といたすということとは我が国の財政状態が変わりませんとやはり申し上げざるを得ない。

で、衆議院のことを申し上げるのはいかがかと存じますが、衆議院議長が税制改革協議会をあっせんしてつくられましたときも直間比率云々ということを言われましたのは、我が国の社会がやがて高齢化するということも考えながら、社会の共通の負担はなるべく薄く広く、これだけ所得水準も高く格差のない国でございましてから多くの国民にしようとしていただくことがいいのではないかと、それは私もその関心でございまして、そういうことにも触れておっしゃったことだと思ふのであります。そういうこと等をあわせると、やはり将来直接税、所得税、法人税を大幅な減税をしていくということになりますと、そのための税源、恒久的な財源をやはりどこかに見つけざるを得ない。私も売上税ということでは非常に大きな反省をいたしておりますから、このことについて

では十分、軽率でなく考え直さなければならぬということを重ねて思っておりますが、しかしただいま言われましたような所得税課税というものを大幅に減税していくとすれば、何かの恒久財源を求めなければならぬ財政状態としてはなかなかそれは容易なことではない、そのように私も認識をいたしております。私は今の経済状態がインフレになるというふうには考えておりませんが、インフレにならぬように考えておられる方も、我が国の個人所得税の負担に中堅層における重税感というものはやはりかなりのものでありまして、何とか緩和をしななければならぬというところを思うにつけて、ただいまのよう長期的には何かその財源を求めなければならぬというところを、やはり問題としてはそういうふうにご考慮をいただきたいと思います。

○鈴木和美君 私の話の仕方がおかしいかもしれせんけれども、今大臣の答弁の中での直間比率の見直しということだけを抜き出して言うんであれば、私は直間比率の見直しというものは結果からあらわされるものだと思うんですね。だれの説を聞いてもそうでしょう。初めから直接税何割、間接税何割と決めていくようなものでないかと私は思ふんです。現行の税制のいゝんなみ、ゆがみ、そういうものを洗い直した上で結果としてそれが何%になるのかという哲学でなく、いかぬと私は思ふんですね。ここに日向さんの、国税庁の労働組合、国税会議ですな、国税会議も、直間比率の問題について、結果としてあらわれるものであるというふうにわざわざ述べている。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕
今直間比率を私は議論しようというわけではないんです。今私が言っているのは、大幅な減税を我々は要求して一兆何千億かの減税が行われたけれども、不満である。そういう立場から見ると、お金があるときだけ減税しますというふうな裁量的なものではなくて、もっと将来的に——つまりサラリーマンというのは今様に言うところの金を産

む鶏みたいになっているんですね。私に言わせれば今本当にサラリーマンは大変だと思ふんです。だから、そういうところに視点を合わせて、将来インデックス・インみたいなものを取り入れる考えはないかと私は聞いています。あとほかに要らないんですよ。

○国務大臣(宮澤喜一) 突然のお尋ねでございまして、お答えをする用意がございませんし、またインデックス・インというものが具体的にどういうことをお考えになれますか、それにもよることと存じますが、一般論としてのみ申し上げますならば、我が国のように安定した経済において所得と物価等々の間をインデックス・インで調整するということは、メリットがあるかもしれませんが、それにもかんがひながら、デメリットがございまして、よほど慎重でなければならぬと思っております。

○鈴木和美君 私も税率構造だけをいじって済むという問題ではないと思ふんです。今いろいろな何々控除、何々控除というものをどういうふうにまた絡ませるかという非常に技術的にも難しさはあることを私は重々承知しております。しかし、サラリーマンの現況から考えればせめてそれぐらいのことを取り入れてくれたらいいじゃないか、もう少しそういうことを真剣になって検討してくれたらいいじゃないか、クロソンの話じゃございせんけれども、必ずそういう問題が出るわけですね。だから、今直ちに結論は要らぬけれども、私はそういう強い希望を持っていますということについてもぜひ頭の中に置いておいてほしいと思ひます。

さて、その次の問題は一般財形の問題でございまして、今回、年金、住宅というものを含めましてそれでゼロになったということはあるんでございまして、一般財形についてどうして非課税が行われないのかということについての理由についてちよつとお尋ねしておきます。
○政府委員(水野勝吾) 今回の改正案におきましては、貯蓄の点について申し上げれば、戦時中の購買力の吸収、戦後におきますところの資本蓄積

といった点を背景として一般的に貯蓄を税制上優遇するという必要性は乏しくなってきたものである。はなから、老人、母子家庭、身体障害者等が得る能力の減退した方につきましては非課税貯蓄制度を継続する、こういう形に改組することがいいのではないかと、この御提案申し上げておるところでございます。

したがって、財形貯蓄につきましても、一般的な財形貯蓄をそのまま非課税として継続するということになりまします。勤労者につきましても引き続き一般的な貯蓄につきましても非課税制度が継続するということに相なるのでございまして、他の所得者とのバランス等からいたしましてはこれはやはりいかかというところで、普通の貯蓄課税として扱わしていただいているところでございます。ただ、財形の中でも住宅財形、年金財形につきましては特段の措置を講じしていただいているところでございます。

○鈴木和美君 私から申し上げるまでもなく、財形制度の目的というのは、既に発表のように、勤労者財産形成制度は一九七一年に制定されて、勤労者財産形成促進法というものができ上がって、その制度の中で目的として掲げられたものは、勤労者の自助努力により資産を保有することを国が援助し、事業主の協力と相まってその計画的財産形成を促進することにより勤労者の生活の安定を図り、ひいては国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであると書かれています。これが私は促進法の目的だと思っております。

さて、今日勤労者の財形の状態を見てみて、住宅と年金というようにだけなせぬ切らなきやならぬのかという点に対して、みんな納得できないですね。少なくとも勤労者の貯蓄の動向というものを見ますと、もう御承知だと思いますが、六十一年度貯蓄に関する世論調査の中で、最も重点を置いている貯蓄の目的は何かということを知るところが、

【理事梶原清君退席、委員長着席】
一番は、病気、災害の備え、これが三一・六%で

しょう。子供の教育、結婚資金一七・六%。老後の生活費一五・九%。土地、建物購入などの資金九・九%。これが高い理由になつていっていると思うんですね。したがって、住宅は住宅、もちろん年金は年金という目的はありましようけれども、勤労者の貯蓄の形成、財産形成というものはやはりこういうところに重点があるということを考えれば、先ほど申し上げました促進法の目的、内需拡大などなどから見てもやはりこれは同じように取り扱われるべきだと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員（水野勝君） 先ほど申し上げましたように、一般的に貯蓄を優遇するという点につきましては、この時点におきましては見直しをさしていただければというふうに考えるわけでございまして、ただ、勤労者の財産形成が重要なこととはもちろんこれは引き続きあるわけでございまして、したがって一般的財形貯蓄制度といったものはなお継続をするわけでございまして、ただ、税制上、それを一般的なもので優遇と申しますか特別に配慮いたすということになりますと、他の所得者、サラリーマン以外の方々の一般の貯蓄とのバランスといった点が出てまいりますので、この時点におきましては、財形の中でも年金、住宅につきましては財形につきまして特別の扱いをさしていただければというふうにお願ひをしております。

また、この場合におきまして、財形法におきましても、現在持っておりますが、今回の法律におきましても、現在持っております一般財形貯蓄、この残高を一定の条件で契約変更していただければ、これを住宅財形あるいは年金財形といたしまして改組をし、そのまま非課税の特例を受けることができるようにいたしておりますので、先ほどお話しのように、住宅あるいは老後のために貯蓄をされるという方々のウェイトもかなり大きい、そういう意味からしてそういうふうなそこへ移行をするようにいろいろ税制上も配慮をしておりますところでございますので、こうした点を御活用いた

だければと思うわけでございます。

○鈴木和美君 議論が逆なんですよ、議論が。家を持つていない人もおるんだから。そうでしょう。だから住宅と年金という制度ができただから、一般の人は全部こっちにシフトしてくれませんかとおっしゃつたつて別に家を持つていない人はシフトしようがないんですよ。

それから、ほかの人の比較を見るとちょっと問題ではせぬかというお話をすけれども、今度は六十一年度総理府の貯蓄動向調査を見ても、全世帯平均で九百九万ですか、貯蓄の残高です。勤労者の所得平均が七百三十三万、非勤労者所得平均千二百二十二万、こういう残高でしよ。だから、私は、先ほど申し上げました促進法の目的などから見ても、これは一般財形というものは非課税のまま取り扱つておいて、国の内需拡大政策やその他の自助努力やそういうものを含めれば今の政策と合致しているんじゃないのか、何でもこだけ抜き出してそれをやらなきゃいかぬのか。ほかと比較、比較と言ふけれども、比較から見てもそんなにおかしいものではないんじゃないかということをお私に申し上げているんですよ。いかがですか。

○政府委員（水野勝君） そうした点も踏まえて検討させていただきます。今のお話の一般の世帯と勤労者世帯では確かに差があることはあるわけでございます。この中にはなかなか営業性預金を十分うまく区分して取り出していることができません。かどうか、その統計上の問題もあらうかと思ひますが、実際としてはやはり貯蓄の水準には差はある、そこらになお差があるという点を勘案いたしまして、サラリーマンについては住宅、年金については特例を続ける、こうしたことで一般の人との差を設ける、そこらまでは一般の貯蓄者の御同意も得られるかというところ引き出していただいているところでございます。そこらの点の特例措置でもって御了解をいただければと思うわけでございます。

○鈴木和美君 大臣、これは衆議院の方でいろいろ議論をされてきたから参議院の審議に移るに当たりまして、各方面からこのことに対する私どもへの要請というものが大変多いんです。それだけこれも国民的な注目の一つのテーマだと思ふんですね。そういう意味で当然我々としては大変こだわっている問題でございますので、頭に置いておいていただきたいと思います。

次は、日本たばこ会社の副社長さん大変お世話いたしましたんですが、たばこの問題に入らせていただきたいと思います。

今回の改正案で、六十一年度に実施された増税分の時限立法というものを六十二年四月一日から十二月末日まで延長したものをもう一回三月月延長するという提案でございます。これはどういう理由なのか、説明してください。

○政府委員（水野勝君） たばこにつきましては、委員御承知のとおり、昭和六十一年度改正で地方財政対策、地方への補助金問題等に関連いたしまして一本一円の特例措置を講じさせていたところでございます。そうした特例措置を講じましたたばこの負担水準を前提といたしまして、昨年の税制調査会で抜本改革につきましても議論を進める中におきましてもたばこの負担水準につきましても議論がございまして、その結果といたしまして、十月末の抜本改革案と昭和六十二年度税制改正案におきましては、売上税を前提といたしまして売上税込みの税負担水準としてはその水準を維持することとし、一部売上税に關連する部分はそちらに移行する、その結果としてたばこ消費税それ自体の水準といたしたものを算出をし、それは売上税とあわせて六十二年一月一日から適用するというところで整理をさせていただいたところでございます。それによりまして、本年の租税特別措置法におきましては、売上税の実施までの間、ことしの十二月末までの分につきましてこの特例措置を続けさせていただくという御提案を申し上げ、御承認をいただいたところでございますが、今般、さきの通常国会、この臨時国会等の経緯によりまして、売上税はすべて現時点

におきましては法律から外してございます。そうしますと、売上税を前提といたしましてとし十二月まで続けていた後、の来年三月月間の部分につきましてはその部分が抜けてくることとなりますので、この三ヶ月間につきましてはこの十二月までの御負担を続けさせていただきたい、こういうことで御提案を申し上げたところでございます。

○鈴木和美君 後ほど大臣にはお尋ねしますけれども、日本たばこ会社にお尋ねしますが、先般の民営移行後、今日の経営状態というものはどういうことになっているのか、簡単に結構ですから御説明いただきたいと思います。

○参考人(石井忠順君) 簡単に御説明申し上げます。

一昨年の四月、専売公社から日本たばこ産業株式会社という株式会社に移行をされました二年たちまして、三年目に入っておりますのでございます。

簡単に申し上げますと、初年度六十年、二年目の六十一年度、経営の成績としては、いろいろ問題ございましたけれども、まずまずの経営成績を上げられたかというふうに思っております。経常利益ベースで約九百五、六十億円、初年度も昨年度もそういった状況でございます。

ただ、問題はこれからでございます。御案内のように、今年の四月から製造たばこにかかりますところの関税がゼロになりまして、本格的な競争が始まりました。同じ価格帯で輸入されました外国たばこも私どもがつくり出す国内製品もほぼ同じ価格で市場に出回っておりますという状況でございます。そういう中でかなり輸入たばこのシェアもふえております。昨年度が通算をいたしまして三・九%でございましたけれども、八月からは九%、現在一〇%近い状況になっております。そういう意味で、私ども三年目に入りまして、いわばこれからが本場の競争下の会社としての経営だというふうに認識をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木和美君 私聞いた話ですが、民間移行後企業努力が大変行われて、三万何千人かあった労働者も二万五千人しかおらずというふうなことで、工場も幾つかつぶしながら大変な努力をされているということはお承っております。

それから、総体的にたばこの需要の見込み、実績というものは、民間になったときからずっと見ますと、まず第一、長岡社長が先般私におっしゃっておったんですが、一本一円値上げが竹下さんの時代には決まっちゃった、そして今回二〇%の関税が取り外されちゃった、こういう状況の中で大変総体的な売り上げの方は苦しいんではないかという話があったんですが、それはそういうふうには理解してよろしゅうございませうか。

○参考人(石井忠順君) 率直に申し上げます、昨年の五月から臨時増税ということで正確に申し上げますと一本九十銭の増税でございます。たまたま私どもの方はその御負担をほとんど消費者の方に値上げという形でお願いをせざるを得ませんでした。

が、外国たばこの方は御案内のような円高というふうな状況もございましてその辺ほとんど定価を据え置くという形で推移をいたしております。私どもとしては大変つらい状況でございますけれども、お話をいたしましたように、社内の合理化その他営業努力等も含めまして、何とか競争に耐え抜いていかなければならぬと考えておるところでございます。

○鈴木和美君 先ほどの主税局長のお話と関連しても一つお尋ねするんですが、専売公社からたばこ会社にかかわるときにたばこの税率というものは納付金、消費税、いろいろ含めまして当時は五・六・七%というものが平均の税率であつたわけですね。その後、先ほど申し上げました地方交付税が足りないということで自治省と大蔵省との間に、それこそ何というんでしよう、関係者に相談の間に間に大臣同士が決めた。一本一円、まあ九十銭の値上げになった。この税率が五・九・七%ですね。ちょうど転換するときが五・六・

七%。酒、たばこ、いろんなものを含めてそれが適当だろうというので決めた。その後ばつと今度は値上げが行われた、こんな状況だと思ふんです。

そこで、たばこ会社から見ると、たばこというのはどのぐらいの税率であつた方がいいのかというふうなことに付いて特別の御意見ございますか。

○参考人(石井忠順君) 財政学の専門家でございますので的確な答えはできませんが、私どもは、たばこをたばこ消費の方々に御愛用していただくというたばこ企業の立場から申し上げますと、これは税の面だけではないと思ひますが、喫煙と健康問題その他いろんな関係があるかと思ひますが、総消費が横ばいあるいは微減の状況でございます。そういう点から考えますと、製造たばこに対する税の負担と申しますか、かなり限界に近いところに来ているのではないかなというふうな、そういうふうなことは感じてございます。恐縮でございます。

○鈴木和美君 藤井政務次官にちよつとお尋ねしますが、よく藤井政務次官たばこを吸われますけれども、どうしてたばこを吸われるんですか。

○政府委員(藤井孝男君) 日に平均大体四十本ぐらい吸っています。

○鈴木和美君 大変申しわけないんですが、なぜ私がそういうことを聞かかといふと、今たばこ会社は大変だと思ふんです。十一月にWHOの東京会議が開かれることになりまして、健康、喫煙問題に關しての世界会議が東京で開かれます。八月末に厚生省から白書が出ました。他方、アメリカにおいては日本とちよつと違ふんですけれども、アメリカの場合には有害表示、こつちは注意表示ですね、そういう表示の違いはあるんですが、先般ある人が裁判に持ち込まれました。連邦の裁判所はたばこを吸つたことによつて肺がんになったとは思えないという結論の判決が出ているわけですね。片方ではそういうのが出ている。片方ではたばこを吸つたらもう真つ黒けだといふような

人もおる。そういう中でWHOが開かれるというときに、国の対応として一体どういふふうにするんだらうというところが大変私は心配なんです。

例えば、今説明したように、民間にかわつたときには五・六・七%がたばこの税率としては一番いい、こつちやつてあの数値を決めたんです。そして、その後一本一円値上げでしよう。五・九・七%。これも一年の時限立法とする、国が金がないんだから助けちゃつてくれといつて社長に相談なく竹下さんが決めちゃつた。社長も怒つたんです。この限りからいふと、社長が怒つたといふことは適正税率は五・六・七%と思つていたから怒つたんじゃないですか、相談がなかったといふこともあるけれども、だから、たばこ会社が今適正税率が何ぼがいいかと言われたってなかなか答えにくいでしょう。だから、副社長のお話では、現在の税率は拒絶能力として限界ですよといふお答えなんだと私は思ふんです。しかし、依然として売上税を見込んで、一年時限立法であつたものを売上税が入るんじゃないかと思つたものだから十二月三十一日まで延ばしたわけでしょう。たばこの拒絶力は五・九・七%がいいんだといふのであれば、それは十二月三十一日まで区切るのがおかしいですよ。たばこの税率は約六〇%がいいといふんであれば、たばこを吸つたらやばいわけでしょう。もつと別な表現によれば、本則に取り入れりゃいいじゃないですか。売上税があつたから十二月三十一日まで。だからこれ吹っ飛ばしちゃつたら当然もとに戻すべきじゃないですか。時限立法として一年限りでございましてといつておつて、今度売上税があるからまた延ばした、それも十二月三十一日までですよ。こういうやり方というのは私はとてもおかしいと思ふんです。しかし、それだけたばこに対して、つまり徴税といふか消費税といふか税金をたばこで上げてくだいといふことを国は、大蔵省は言っておりながら、他方厚生省、文部省、この東京会議が開かれるときに、たばこを吸つたらもうバアといふことを言うのはどうでしょう、これ。大蔵省の立場はお金欲しい、も

つとちようだいよ、片方は吸いなさんというんです。

大臣、これはどういふふうに理解したらよろしいか。

○政府委員(宮島壯太郎) たばこ消費税はたばこが特殊な嗜好品であることに着目いたしまして課税しているものでございまして、現在税負担が国、地方合わせて五九・七％、先生の御指摘のとおりでございまして、税収では国、地方合わせて二兆円弱の財源となっております。

一方、喫煙と健康問題につきましては、これまでさまざまな研究がなされておりました。国民の関心も高まっているところでございます。鈴木委員御指摘のとおり、近く厚生省の公衆衛生審議会の専門委員会から喫煙と健康に関する報告がなされるやに聞いておりますし、また十一月には喫煙と健康世界会議が東京で開かれるということになっておりまして、大蔵省といたしましても、喫煙と健康問題は国民の関心が大変高まっている中で、各省との間でどのように進めていったらいいのか、真剣に検討していかなければいけない段階に来ていると思います。

いずれにいたしましても、我が国たばこ産業の健全な発展に努める立場が私どもの立場でございますから、そういった観点に立ちながら喫煙と健康問題について真剣に考えていきたいと、このように考えております。

○鈴木和美君 大臣、今は製造独占ですから、それはそれでいいんですわ。だけど、諸外国のたばこ会社は日本においてシェアを拡大しようという事であれば、テレビ、新聞から始まって相当の宣伝をしなきゃいかぬですね。それを放置するということも問題でもあると同時に、日本たばこも一緒にやらないかとかぬですね。宣伝が大変過激過ぎるじゃないかとか強過ぎるじゃないかという意見も実はあるわけですね。

しかし、今私が言いたいことは、日本の政府が本当にたばこという問題に対して課税の対象とするというのであれば、もう少し私はきちっとした

態度をとってもらわれないと従業員の間から見たって大変だと思ふんです。もちろんいろんな議論があることはあつてもいいと思ふんです。だから、私も、たばこを吸う人も吸わない人も同居しているんだから、スモコロジと私は言つたんですが、エコロジとスモキングをくつつけて、お互いに社会の中で同居していこうじゃないか、スモコロジと私は言つたんですが、そういう運動は運動で続けていいわけですよ。だから、たばこ会社は税というものを期待するといふのであれば、やっぱり大蔵省は大蔵省なりに各省との間によくきちつと連絡をとりながらこの東京会議、健康、喫煙問題に対して対処してほしいと思ふんです。今審議官からもお話があつたですから大臣の答弁は要りませんけれども、どうぞそこは頭に置いておいてほしいと思ふんですね。

さて、もう一つ、石井副社長にお尋ねします
が、たばこは安くしたら売れますか。

○参考人(石井忠順君) お尋ね大変難しくして御趣旨を取り違えたかと存じますが、公社から会社になりまして全面的な定価の値下げということをいたしましたことはございません。私の記憶しておりますところは、昭和二十年代の終わり、三十年代の初めであつたかと存じますが、ピースだけ値上げをいたしましたら大変消費が落ちまして、またもとへ戻したということがございます。その結果、一時減りました消費はまた戻ってきた、ピースにまた需要が戻ってきたということがございますが、全銘柄にわたりまして価格を下けたという経験がございませんので、その場合に消費がどうなるかということについての確なお答えはちよつと御勘弁をいただければと存じます。

○鈴木和美君 大臣、私がおのれをなぜ尋ねるかという、今副社長からいろいろ御説明があつたように、全体の中で三・何％と見込んでおつたのが九割ぐらいに外国たばこが伸びてきた。税法の問題は、一本一円の値上げは一年限りである、そして十二月三十一日までには延ばしてきた、今度つじつまが合わないから三カ月だけ延ばしてくれ

さて、もう一つ、石井副社長にお尋ねします
が、たばこは安くしたら売れますか。

○参考人(石井忠順君) お尋ね大麥難しくて御趣旨を取り違えたかと存じますが、公社から会社になりまして全面的な定価の値下げということをいたしましたことはございません。私の記憶しておりますところは、昭和二十年代の終わり、三十年代の初めであつたかと存じますが、ピースだけ値上げをいたしましたら大麥消費が落ちまして、またもとへ戻したということがございます。その結果、一時減りました消費はまた戻つてきた、ピースにまた需要が戻つてきたということはございますが、全鉛柄にわたりまして価格を下げたというところ経験がございませんので、その場合に消費がどうなるかということについての確なお答えはちよつと御勘弁をいただければと存じます。

○鈴木和美君 大臣、私がそのことをなぜ尋ねるのかというと、今副社長からいろいろ御説明があつたように、全体の中で三・何％と見込んでおつたのが九割ぐらいに外国たばこが伸びてきた。税法の問題は、一本一円の値上げは一年限りである、そして十二月三十一日まで延ばしてきた、今度つじつまが合わないから三カ月だけ延ばしてくれ

というわけでしよう。だから、原則からいうのであれば、やめなさい、もとの税率に戻せ、つまり一本一円税金を値下げしろと。二十円でしよう。アメリカたばこもイギリスのたばこも日本のたばこも、消費者からいったら二十円値下げすべきですよ。安い方がいいんですよ。そうでしょう。だけれども、片方では健康、喫煙の問題があったり

たばこは売れるのかと。それなら会社としてもまたやりようがあるわけですね。私の見方からすると、そんなにたばこという問題は急激に伸びるというような状況には見えないんですよ。そういう客観的条件にあるんじゃないのかなと。片方、薬たばこという問題を大きく抱えながら、これは一社独占体制でやってはいるけれども大変苦しい状態であることは間違いないですよ。だから、下げたから売れるというものではないかもしらぬ。外国との競争もまたある。そういう矛盾というものを会社は私ははらんでいるんだと思うんですよ。

そこで、大臣に尋ねたいんですよ。今、私は三月カ月延長するというのめけしからぬと言っているんですよ。これは、たばこ会社とかなんとかじゃなく消費者の立場からすると一本一円値上げしたものが一年限りである、売上税を見込んだから十二月三十一日まで、つじつまが合わないから今度三月三十一日まで、こうやって延ばし延ばし、延長、延長、延長なんということが、国会の会期ならともかく、税法上延長、延長、延長なんということが今まで例がありますか。余りないですよ。再延長はあっても。その次また今度どうするか。したがって、来年の四月一日からはどうされるのかということをお大臣聞かせていただけませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昭和六十一年に上げさせていただきましたときに、これは一年限りの措置でございます、後のことは後で検討いたしますというふうに申し上げたのは、売上税が予定をされておりましたものですから売上税との関連で解

も、今度こういうことになってまいりました。過去におきまして一年限りと申し上げましたようなことが、また地方財政にいろいろ御負担を願うような新しい問題が起ったものでございますから続けてやらせていただいておりますというのが現状でございます。

正直を申しますと、年々というふうなことを申し上げ、また思いながら、現実にはそうでなかかったというところになって、どうもやはりそういうふうなことは申しわけないことだというふうにしておられるんでございますけれども、来年はどうするかというところで、結局、来年度の財政あるいは税制をどうするかということとも実は関係いたします。冒頭にお話のございました税の増収あるいは税収の減少の見込み等々にも関係いたしますし、ただいまこうこうというのを、全体の状況がわからないものでございいますから、まことに申しわけございませんが、確たることを申し上げ得ない段階だと存じます。

C 錦木和義君 私は答弁が大変不満なんですけれどもね。どうもたばこという煙に巻くみたいな答弁ばかりで腹が立つんですが、こういうことは言えますか。

今、会社は、拒税能力がきりきりたというところをおつしやっているわけです。だから、この一月から三月までの取り扱ひもさることながら、これからずっと将来を展望して、拒税能力というのであれば最高の税率はこれ以上はもうお願いすることはできないんだということ、大臣今そういう感想ですか、いかがですか。これ以上はもうたばこの税というものは上げることができないんだな、そういう感触をお持ちですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) たはて産業株式会社が発足をいたしました二年半ぐらいでございいます。が、その間に今の問題があり、また外国たばこの関税をゼロにしました経緯があり、それに何といつても耕作者の問題がございます。そういういろいろなことを考えますと、日本たばこ産業会

社には、いろいろ経営が大変だろう、随分苦勞をかけておるといふことは率直に感じています。

○鈴木和美君 私、誤解があつちやいけませんから、租税能力がぎりぎりだといふことは五九・七％といふことを言っているわけじゃないんです、こゝを間違わないでください。

私は、売上税といふものを見込んだものだから一月一日からは従量、従価の組み合わせも変わって税率は五九・一％です、主税局長間違いないですね、どうですかそこは。五九・一％。

○政府委員(水野勝君) 仰せのとおりでございます。

○鈴木和美君 大臣に申し上げた限界といふのはそこですよ。五九・七％を言っているわけじゃないんです。そのところが租税能力としてはぎりぎりじゃないか、そのところをはっきりしてほしいんです。

そうでなくとも間接税といふのは、松下幸之助さんがセブンスター一個買つても税金は百三十二円でしょう。年金で細々と働いているお婆あちゃんがマイルドセブン一個買つても百三十二円の税金ですよ。おかしいと思いませんか、これは。ビール一本飲んだつて三百四十円の大瓶は四八・八％、約半分でしょう。松下幸之助さんが一本飲んでもその税金、細々と働いている人も。間接税といふのは私はいふものだと思うんです。だから、そういう問題も含んでいるさなか、今競争が激しい状況の中でやっぱりきつとした政府の踏まえ方をしてもらわないと私は大変だと思ふんです。

そのことを含めて私は、この税率には反対ですよ。一月一日からの問題も含めて反対、四月一日からの取り扱ひといふのは極めて不満です。大臣の答弁は、どうするのかさっぱりわからないですよ、今の答弁では。むしろ四月一日からの方の問題が私は問題にしなければならぬ点だと思ふんです。そういうことを含めて最後の答弁をしてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) いろいろ最近におきま

して状況は変わっておりますし、まあ会社もいろいろ苦勞しておられる、それからこの一円の問題もたゞいま御指摘になりましたような経緯からまゐりましたので、どうも大変にあれこれを使わなきゃならぬ状況だといふことは私もわかつております。御指摘になりましたことのお気持ちもよくわかるのでございますけれども、重ねて申し上げなければならぬのが明年度の財政そのものがまだよくつかめておりませんので、たゞいま確たることを申し上げることができません。どうぞその点をお許しをいただきたいと思ひます。

○鈴木和美君 本来であれば、今の宮澤大臣の答弁ではちよつと不満なんです。四月一日からどうするかといふことがわからないんです。これではとても対応がしにくいんですわ。だけれども、私の持ち時間ありません。

だから、委員長にもお願いしたいんですが、今の四月一日からの取り扱ひといふ問題は、いずれまた別の機会に赤桐理事さんにもお願いをしていただきますから、どうぞ理事会で取り扱ひを上手に決めていただきたいと思います。

残り時間あとないんですが、私はあと医療控除の問題があつたんですけれども、時間がございませんからまた別の機会にさせていただくことにして、私はこれで質問を終わります。

○委員長(村上正邦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(村上正邦君) たゞいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○和田教義君 日銀の青木理事に來ていただいておられますので、まず、当面の国際通貨、金融問題について二、三お尋ねをいたします。

アメリカは、去る四日、三年五カ月ぶりに公定歩合を〇・五％引き上げました。これはアメリカのインフレ防止とドル防衛策だといふふうに言われておりますけれども、この米国の公定歩合引き上げをきっかけとして先進国の通貨、金融政策の協調のあり方とあるいはまた当面の日本経済の運営、財政の運営といふふうなものに多少の変化があるのかどうか。特に問題は、〇・五％引き上げでドル安の基調に歯どめがかかるのかどうか、そういう点についてどういふ判断をされておるか、その点について大蔵大臣と日銀当局の御見解をまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先般のアメリカの公定歩合の引き上げはポール・ボルカー氏からアラソン・グリーンズパン議長が受け継ぎました最初の仕事であつたわけでありまして、それもBISの会議がございまして前に決断をしたという意味で、いろいろグリーンズパン氏の議長としてのこれからの姿勢を象徴するものであつたのではないかと見ております。それは、つまり今和田委員の言われましたように、インフレの危険の芽を早いうちに摘み取る必要があるといったような考え方あるいはまたそれが引き上げによつて為替安定に及ぼす影響等いろいろ考えられてやられたことだと思ひます。一般に時期としてはやや意表に出た早い時期の措置であつたといふふうに世間は印象づけられたやうであります、それだけにそういう効果を持ったのではないかといふふうに思つております。

これによつて両国間の関係あるいは我が国の財政、経済に特段どう影響があるといふことも、たゞいまの段階ではこれという判断を下すことはできませんけれども、そのやうな、何と申しますか、非常に用心深い、しかも自主的なアヘッドの措置といふものは諸般の状況にいい影響を与えるのではないかと。また、我が国としては、インフレといふやうなことを私も全然心配はいたしておりませんけれども、やはりマネーサプライはかなり高いといふことは金融当局としては当然いつも

注意をしておられることであらうと思ひますので、そういう観点から見てもグリーンズパン氏がああいう態度に出たといふことは、我が国との直接関連があるといふ意味ではございせん、金融当局の一つの節度といふものを示したものととして考えていいのではないかと思つております。

○参考人(青木昭君) 大蔵大臣が今おっしゃいましたとおりでございます、今度の公定歩合引き上げにつきまして連銀当局は、潜在的なインフレ圧力に効果的かつタイムリーに対処するための措置と、こういうふうに言つておるわけでございまして、直接為替市場の問題には触れていないわけでございますけれども、経済界では最近の不安定なドル相場動きにも対処した措置であるといふふうに評価をしておるわけでございします。

米国の公定歩合引き上げ後の円相場、もう御高承のとおりでございます、大体百四十円台の前半で推移をしておりますけれども、引き上げの直前が百四十一円台、きょうのところは百四十三円台といふことになっておまして、まあ若干ながらドル高円安になっておるわけでございします。特に先週末アメリカの七月の貿易収支が発表になりました、これがこれまで最大の百六十五億ドルの赤字といふふうに表示されたわけでありますけれども、ドル売りの圧力が余り高まらないでまいりました。結局、米国の公定歩合引き上げによりまして、米国の通貨当局がドル相場安定に向けての強い姿勢を示したといふことが市場に印象づけられて、これがあつた力であつたと思ひます。

私どもといたしましては、こうした米当局の姿勢とそれから主要国の協力体制のもとで為替市場の一層の安定が達成できるといふことを期待しておるわけでございします。

○和田教義君 この二十九日からワシントンでIMFと世銀の合同年次総会が開かれて、それを中心にG5、G7などの一連の国際会議が開かれるといふふうに伝えられておりますが、アメリカの公定歩合の引き上げといふことでアメリカは、日

本や西ドイツに対して、アメリカはとにかくやっ
たんだから日本や西ドイツはもっと内需拡大とそ
れからさらに金融面でも追加措置を必要とするん
だというふうなことを言うんではないか、場合に
よっては一段の日本の公定歩合の引き下げを求め
てくるという可能性もあるんじゃないかというふ
うな報道がございますけれども、その辺について
どういうお考えか。

それと日銀当局は、そういう公定歩合の引き下
げというふうなことに付いて可能性ありと見るの
か、その辺のお答えを願いたいと思います。

○参考人(青木昭君) 今度特設アメリカの方から
金利、特に公定歩合を下げてくださいというよう
な請があるわけでは全くないと思います。

金融政策の当面のスタンスということござい
ますけれども、国内の景気は回復の軌道に乗って
おるわけでございます。今後は六兆円に上る緊急
経済対策の効果というものも出てくるわけござい
ますから、為替相場が安定をしております限り
り、内需を中心とした景気上昇というの
が見込まれるような状況にあるわけございま
す。

一方、金融面では、先ほどお話もございました
ように、マネーサプライの伸びがどんどんことし
に入ってから高くなっておるといふようなことも
ございますし、企業金融は大変緩和をしております。

そうした中で物価の方は、原油を初めとしまし
て国際商品市況が高くなっております。また、建設資
材のようなものが最近値上がりをしておるとい
うようなことがございます。もちろん、まだまだ日
本経済全体として輸入も含めまして供給余力とい
うのが大きいわけでございますから、直ちに物価
の安定基調が大きく崩れるというふうなことはな
いというふうに思っておりますけれども、こうし
た物価の動向には十分注意をしていかなければな
らないわけでありまして。

このような情勢から見まして、当面の金融政策
運営に当たりましては、引き続き為替相場の動向

には十分注意をしながら、物価面にも従来以上に
重点を置いた配慮というのがやはり必要になって
くるんじゃないか、そういう意味で非常に慎重な
スタンスが求められるんじゃないかと、そういう
ふうな思っております次第でございます。

○和田教義君 今度の一連の国際会議の中で特に
G5あるいはG7、今度は大蔵大臣はお出かけに
なりますか、ワシントンには。何か政局の關係
で、行くとしてもトンボ返りだなどという話を聞
きますけれども。

○国務大臣(宮澤喜一君) 小人数のグループの会
議があるように聞いておりますので、少なくとも
それだけは出ませんと務めは果たしたことになる
ないと思っておりますが、それから先のこ
とはまだ十分日程を立てておりませんので、場合に
よりましたはトンボ返りのようなことになるうか
と思ひます。

○和田教義君 いずれにしても、G7あたりには
出られるという今のお話のようでございますが、
今度のG7では各国間の政策協調効果を高めるた
め、ベネチア・サミットで合意したサーペーラン
ス、これの枠組みを活用して最初の討議が行われ
るというふうな伝えられております。

そこで、このサーペーランスという問題につい
て、これは、今日日本政府としてはどういふふう
に評価をしているのか。また、今度の会合でどう
いふようなことが議題、テーマになるのか。

そこで、それに関連して一つお聞きしたいの
は、さきのルーブル合意では大体現行水準で為替
相場の安定を図るということをやったおられた
というふうな思ひます。ところが、この現行水準
について、その後の各国の景気の動向その他のフ
ァンダメンタルズの異動といひますか、そういう
ものを踏まえて今でもそういう合意といふものは
生きておる、大体このぐらいの水準で安定させる
というこがたいといふふうにお考えなのか、そ
の辺のところをあわせてお聞かせ願ひたいと思
ひます。

○政府委員(内海孝君) まず、サーペーランスの

問題についてお答え申し上げます。

サーペーランスという若干聞きなれない言葉で
ございますが、ただいま和田委員御指摘のとおり
り、ベネチア・サミットにおきましてその手続が
一応合意されたわけでございます。手続と申しま
すのは、まず、年の初めに当たりましてある程度
中期的な見通しなりあるいは予測なりというもの
を各国等が出しまして、そういつたものについて
議論しながら、年に何回か集まって、実際にそう
いう見通しとどういふふうな実態とが動いている
かというところを見ていこうということございま
す。

ただ、実際問題といたしまして、そのときにも
お話が出たわけでございますが、今まで結局は同
じようなことを事実上やってきたわけございま
して、今までもやり方が急に全く変わることがこ
こで行われるわけでもありませんし、そういう意
味では、各国の大蔵大臣、中央銀行総裁という方
がお集まりになるわけですから、細かい数字がど
うこうということではなくてやっぱり大所高所か
らの政策運営ということについて忌憚のない意見
の交換という本質的な性格は変わらないわけござ
いますし、またそれによって各国が手足を縛ら
れるというふうなことも、忌憚なく話し合ひ
ながら国際的な要素を十分国内政策に反映してや
っていきましようというサブスタンスも余り基本
的に革命的に変わるものではないということであ
ろうと思っております。

それから次に、先ほど為替の問題御質問ござ
いしましたが、これは、実はサーペーランスとは直
接関係のないことではあるわけですね。サーペー
ランスの方はどちらかという基本的な政策協調の
問題でございまして、これと関連づけながら為替
市場においてどういふ協力体制をしいていくかと
いうことであろうと思ひますが、現行のレベルの
程度の周辺でということについて、具体的にこの
辺という数字を頭に置いて合意をしているという
ことではないわけですので、現在為替市場は先ほ
ど大臣から御答弁がありましたようなことで動い

ておりますが、そういうことを前提として具体的
に協調体制についてよく確認をしようということ
になるのではないかとこのように思ひます。

○和田教義君 日銀の青木理事は結構ございま
す。

それじゃ次に、所得税法等の一部改正案につ
いて御質問をいたします。

この改正案の提案理由で宮澤大蔵大臣は「国税
に關する制度全般にわたる改革」の一環として
この法案を出したということをおっしゃいました
。そしてまた、早急に実施する必要があるもの
について措置をしたということをおっしゃられて
います。そこで、この「国税に關する制度全般にわ
たる改革」ということは、要するに抜本改革とい
うふうな我々は理解するわけなんですけれども、
抜本改革というのは、この前の売上税を中軸とす
る法案では確かに抜本改革という感じがいたしま
したけれども、売上税という中軸が抜けちゃっ
て、廃案になっちゃった。そしてその後の抜本改
革のイメージというものは一向に今までの御答
弁を聞いておりましてはつきりしないわけです
ね。この間の委員会でも大蔵大臣は、将来さらに
所得税、法人税の減税もやりたい、しかしそれ
には何らかの財源措置が必要だといふ答弁をなさ
ておりましたけれども、それ以上には進んでいな
いわけでございます。

ところが、大蔵大臣は、国会では非常に慎重な
答弁をされておられるけれども、地方で繰越選挙
の遊説ではかなりはつきりおっしゃっているわけ
ですね。つまり景気回復によって税の自然増収が
期待できるにしても、高齢化社会を控えて社会的
な共通費用は広く薄く国民に背負ってもらって
いというふうなことを十三日の静岡の自民党の全
国研修会でおっしゃったという報道がございま
す。これは、つまり売上税に代わる何らかの要
するに大型間接税というものの導入の必要性をう
たつたものだと思うんですね。そうすると、この
提案理由の説明におっしゃっておる「国税に關
する制度全般にわたる改革」といふのは、即、今大

蔵大臣が講演されておるような趣旨のものというふうには理解をしていいんですか、それともそうではなくてそれは将来の目標であつて、それまでにもう一段階あつて、抜本改革というものは大型間接税というものを抜きにしての何か工夫を考えよというふうな受け取るべきなのか、二段階に受け取るべきなのか、その辺はどうでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 通常国会に政府が税制改革案を御提案いたしましたときに、減税面におきましては所得課税それから法人税について、おの理由では当時申し上げましたので繰り返しませんが、将来に向かつて相当大きな減税、殊に所得税については中堅勤労所得者層を中心にならかな税率にして全体を簡素化したいということを考へておりました。これは、勤労意欲とか企業意欲とかいふことを考へますときにどうしてもやはり必要であるという考へ方に現在も変わりがございせん。したがういして、せんだつて申し上げましたことは、このたびの税制改正にそれらのことが表面的に出ておるわけではございせんけれども、将来そういうものをやつていく上で今度のものがいわばその第一段階と申しますか、そういうものに相当するそういう位置づけを私どもの頭の中では実はやはり考へておると申し上げてよろしいのだと思ひます。

ただ、所得税、法人税の大きな減税をいたしますという、ただいまの財政事情からしますと、恒久減税でございますから恒久財源というものが要る。それをどうするかということで、まさに通常国会におきましては売上税をその大きな財源と私ども考へて御提案をいたしました、これは廃案になりました。これが廃案になったという事実は軽々しく考へるわけにはいきませんので、やはり所得、法人の減税は必要であらう、そのためにはかなりの財源が要るであらうというところまでは私ども思ひますけれども、ああいう形で廃案になったあの反省というものは相当深刻なものがございまして、軽々しくこういうことがすぐもう一遍やれるものというふうには考へるわけには

いかないだらう、そこはやはりよほど各方面の御意見、世論というものを見ながらしなければいけないと、こう思つております。

今、私が自民党の研修会で申したと御紹介になりましたことは確かにそういうことを申しております。それは、やはり高齢化社会になりましたときに少数の若い人が多数の老人を背負わなきゃならないということが、二〇〇〇年あるいは二〇一〇年になりますと、今からわかつておるわけでございますから、そういうときの若い人の負担というものは大変なものになる。とすれば、そのような社会的な共通のコストというのは若い人だけにしよせるわけにはいかないもので、やはり国民全体がこれだけ所得水準も高くなつておりますから、少しづつなら何かの形でしよつてもらわないかとそのときに非常に困つたことになるのではないかと、ついでにはそのような制度をなるべく早く発足させる必要があるということと同時に考へておるわけでございます。

前のこととそれとをあわせますと、よく形はわかりませんけれども、そして売上税そのものはあつたことと申しますが、問題がそこにあるということとは恐らく国民の多くが気づいていたのだのではないかと、またこれからは折に触れてそのことは国民に申し上げて考へていただく必要があるという気持ちを持つております。

そのことと所得課税あるいは法人税のいわば私どもが終局的な形と思はれる減税の姿とは、どうも財政の現状が今日のようなことである限りどこかで結びつく必要がある。厳密にその年あるいはその翌年といったようなことである必要はないけれどもしよせんけれども、でさうした姿では大体両方がバランスをするようなことを考へておく必要があるだらう。今年こういういわば所得減税を御提案いたしましたのは、これはいわば前倒しの姿でございます。これはそれに見合う恒久財源がないということで、その前提に立ちまして御提案をいたしましたものでございまして、そういうときに恒久の姿というのを申し上げることは余り

適当なことでない、当面どうしてもしなきゃならないものだけを御審議いただいておりますわけでございますが、私どもの頭の中では、しかしやはり所得課税あるいは法人税は行く行くはそういうシャープ以後の大きな改正に仕上げていきたいという気持ちを持つておるわけでございます。

○和田義美君 大蔵大臣は、その「制度全般にわたる改革」というのは、つまり何らかの形の広く薄く国民が負担する間接税ということだということとを今の答弁は実質的に認めになったんだと思ふんですけれども、これは初めてじゃないわけですね、売上税が廃案になったというふうな事態は。前に、大平内閣当時にいわれる一般消費税という形のものがつづれた。二回とにかくつづれているわけですね。

さつきもこの売上税の廃案ということとは非常に重く見なければならぬという御答弁もございましてけれども、政治的な問題として、仮にそういう広く薄く国民が負担する何らかの形の課税ペーの広い間接税というものを再び出してきて、それで国民の合意が得られるというふうにお考へなかつたのか。その辺は私は非常に疑問に思ふんです。私は、将来ともそういう国民的合意はなかなかさう簡単に得られないから、それを導入するということとを考へずに、もっと別の方法を考へるべきだというふうには考へるんですけれども、その点はどうお考へですか。

○政府委員(水野勝彦) 今お話のございました大平内閣のときの一般消費税につきましては、あの当時は、税体系の見直しという点もございまして、とにかく膨大な特例公債への依存から一刻も早く脱却したい、こういう点からの御提案でもあつたわけでございます。その点につきましては今回とは若干異なる面もあらうかと思つてございまして。

それは別といたしまして、間接税につきましては、従来からその比率が極端に低下してきていたという点がしばしば指摘されるところでございまして、その中身を見ますと、例えば昭和三十年代

におきましてほとんど直接税と間接税は同じぐらいの比率を持つていたと言へる時代があつたわけでございますが、その内容といたしましては、お酒、たばこ、こうした特別な嗜好品に対する課税の割合が全体の税収の三割以上を占めておつたわけでございます。その他には物品税その他があつたわけでございますけれども、酒、たばこといった特別な嗜好品に対する消費が極端に減つてまいり、また物品税等も数十品目に限られた課税をいたしてございまして、最近、例えば五十年代に参りまして三年置きぐらいにお酒を増税していただく、たばこも三年置きぐらいに値段を上げさせていただくということを引き続きお願いしても間接税のウェートの低下は免れないわけでございます。また、物品税につきましては、その数十品目のほかに少しでも課税の拡大をお願いし、財源の確保とともに負担の公平を図るということもお願いをしてきたわけでございますが、現行の八十五品目に限つて御負担をお願いするという枠内の中ではそれも限界があるわけでございます。間接税のウェートは低下の一途を免れてきていないわけでございます。

このように酒、たばこといった極めて限られた物資に極端に依存をしておりましたこれまでの間接税、それからまた八十五品目という限られた物品にお願いをいたしております物品税、こうしたもののままでは間接税のウェートといったものがどんどん低下し、それが所得税、法人税の御負担になつていくということにならざるを得ないことは明らかではないかと考へるわけでございます。そうしたことを考へますと、現在の個別にお願いをいたしております間接税といったものを何らかの時点でその基本的なあり方について見直す必要があることはどうも避けられないのではないかと考へるわけでございます。そうした点の試みといたしまして先ほど御指摘のあつた一般消費税、それから先般の売上税といった問題があるわけでございますけれども、それぞれの機会におきましてそれぞれ社会からいろいろな御批判をい

ただき現在の情勢になつてゐることは御指摘のとおりでございますが、さりとて現在のこのような間接税制度といったものがそのまま続くものであるというふうには私も考えられないわけでございますので、そこらの点につきましては、国会の御議論等も進みまして、こうした間接税制度の現状、問題点等につきましていろいろ御議論を願ひ、御理解を賜つてまいりたいと思つております。

○和田教義君 大蔵大臣に今の点をもう一度確かめておきたいんですけれども、どうも今の局長の答弁は問題をすりかえてゐるわけで、私は、広く薄く国民が負担する課税ベースの広い間接税というものについては近い将来において国民の合意を得られるというふうにお考えかということをお聞きしておるわけです。

私の見解によれば、こういう売上税の廃案というところにかゝつた大變な事態を経た問題ですから、これをそのまま今の自民党政権のもとでまた再び同じような形のものを出してくるということでは、政治的にも間違つてゐる。少なくともそれをやるというのであれば次の総選挙の争点にすべきだというふうには私は思ふんですけれども、そういう意味で国民の合意を得られるとお考えなのかどうか、その点を聞きたいんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨年来の売上税をめぐる国内におけるいろいろな論争、それから国会における御処理等々は、国民に対して税の問題について非常に大きな関心を呼び起こすのに力があつたことは確かであると思ひます。それで、提案された売上税というものは、これを国民の大多数はよしとはせられなかつたようでございます。それなりのもつた欠陥もあり、国民に御説明をする時間も少なかつたのであらうと思ひますが、ただ最小限言えることは、どうしてこういうものを政府が考えたのであらうかという点については、この税そのものについての賛否とは別にいたしましたので、何かそこそこの財政上のあるいは税そのものの租税体系からの必要があつたのであらう、

それを賛成という意味ではありませんで、そういう意味での問題意識というのは国民の間に相当広う一度は高まつた、売上税がなくなりましたので廃案とともにまた議論は聞かれなくなりましたけれども、一度そういう問題意識が植えつけられたということは私は間違ひがないと思ふのであります。

したがしまして、将来、周到な準備なりあるいは説明のもとに、どういう形になりますか、かくかくの理由で何かやはり国民の皆さんに考えていただくたいという問題提起に対してはまたいろいろな賛否両論があると思ひますけれども、少なくとも今回の論争によりまして、何が問題であるのか、なぜそういう問題提起がなされるのかということについては、認識は私は深まつておるだろうと思つております。それをどのような政治的なタイミングで行うか行えないかということは、これはまた全く別の問題であらうと思ひます。それはそれなりに慎重に考えなければならぬことでございまして、今回の国民的な論争というものが私は将来に向かつてむだではなかつたというふうには実は考えたいと思つておる次第でございます。

○和田教義君 次に、提案理由の説明に「内外の社会経済情勢の変化等に即応して早急に実施すべき措置」を講じたということが書いてございまして、この改正案の内容から見て、この緊急に実施すべき措置の中心は、一つは所得税の減税であり、一つはマル優の廃止、少額貯蓄非課税制度の廃止だというふうには私は理解するし、だれが見ても異存はないだらうと思ふんです。

そこで、所得税の減税ですけれども、これについては税率構造、最高税率の引き下げをやつていながら一〇・五%の最低税率は据え置いているというふうなことから、我々は、政府は中堅所得層を中心とする減税だということを盛んに強調いたしますけれども、実際にはこれは金持ち減税に偏つてゐるという判断をいたしております。極めて不満であります。また、所得税の減税の幅もまだまだ小さいというふうには思つております。しか

し、今日の所得税の課税ベースが著しく勤労所得に偏つておる、サラリーマンを中心に減税の要求が強いというふうなことから見ますと、所得税の減税そのものは、私は、確かに政府のおっしゃるようによつて「早急に実施すべき措置」のものに入らうと思ふんです。しかし、マル優の廃止、これがなぜ早急に実施すべき緊急性を持つてゐるのか、その点は一向に我々は理解できない。政府はどういうお考えでこれが緊急に必要だと思ふふうにお考えになるのか、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 所得税が緊急の課題であるということにつきましては大方の合意をいただいておりますのでございまして、現下の財政状況等からいいますと、そのためには恒久財源が確保されることが必要であるという点につきましては、大方の合意を得られてゐるのではないかと私も考えてゐるところでございます。

【委員長退席、理事大浜芳雄君着席】
そうした意味からいいたしまして、たとえ利子課税につきましてもこの当該年度あるいは翌年度におきましてそれに見合う財源が確保されたいものではないと思ひますが、さりとて早い機会にこの見直しをお願いしないことには、常にこの年度、翌年度にはすぐには財源にならないと言ひ續けておりますといつてもその見直しはできないところとてございまして、この恒久財源の確保といたつた点からいいたしまして、ぜひとも早い機会にお願いをいたしたいところでございまして、

また利子課税それ自体をいたしまして、この点につきましても、十六兆円という課税所得が課税ベースから外れてゐることが大きな問題でございまして、また、戦時中の消費購買力の吸収、戦後の資本蓄積といった要請から貯蓄につきまして特別の措置を講じてゐたこと、これが現下の社会経済情勢からいまして適当かどうか、この点につきましても現在の内外の社会経済情勢の変化に即応して早急に見直しをすべき措置ではないかと私もその面からも考えてゐるところでございます。

ますので、今回御提案を申し上げたところでございます。

○和田教義君 そういう理屈を並べるとまだ緊急に実施すべきことは幾らでもあるわけでございます。非常に理由薄弱だというふうには思ふんです。

それで、マル優の廃止の時期は、政府案では六十三年度の一月ということになっておりました。ところが衆議院の修正で六十三年度四月ということになりますから、少なくとも六十三年度については全くゼロですね。それから六十三年度についてもこのマル優の廃止による利子所得に対する一律二〇%の課税、これが財源として使えるのはせいぜい数百億円だというふうには言われておりますが、それで間違ひないですか。

それでまた、今おっしゃつたように、最終的に完全にマル優の廃止が財源として活用できる数年先の総額は幾らぐらいになりますか。

○政府委員(水野勝君) この制度自体につきましても見直しをお願いした場合におきまして、その制度改正が完全に効果を發揮いたしました時点におきましては国税、地方税合わせまして一兆六千億円程度の収入が確保されるのではないかと見込まれるところでございまして、このうち国は一兆弱、地方が六千億強ということになってございまして。ただ、これは例えば郵便貯金の定額貯金でございまして十年間という商品でございまして、期日指定でございまして三年、それからビッグ、ワイド等の五年といった商品もございまして。したがしまして、この制度が実現されて完全に發揮されるまでは五、六年、七、八年を要するのではないかと思ふわけでございまして、六十三年度四月一日からの実施をいたしました場合におきましては、国、地方合わせまして四千億円の収入が見込まれるところとてございまして。先般二月に御提案を申し上げたときの政府案は十月一日実施でございまして、国としては四百五十億円のものを予定をいたしておつたところでございまして。

いずれにしましても、これを実施いたしましたその最初の年度は、年度当初からでも二千億弱、年度中途からでいたしますと御指摘のように数百億円というものではございますが、先ほど申し上げましたように、そういうことだからといって先に延ばしておきますと全体としての税収が実現されるのもそれだけ延びていくところでございますので、当年度、翌年度におきましては申し上げたような金額の規模のものではございますが、私どもとしては、それが全体が延びていくからといってだから延ばしておいていいというものではないと考えますので、やはりここにございまして「早急に実施すべき措置」として御提案をさせていただきます。

○和田教美君 それ論争しても切りがありませんから別の観点から申しますと、このところ税収の伸びが非常に好調だということはさきの大蔵大臣の答弁でも認められておりました。大蔵省が発表した七月の税収実績は四兆四千二百九十七億円で、前年同月に比べて二・五%増加いたしております。四月からの累計では八兆五千八百五十八億円で、前年同期比一四・一%の増となっております。過去最高の記録となっております。実は六月の税収実績についても同じような質問をいたしたんですけれども、この調子では税の自然増収は六十一年度の二兆四千三百億円の自然増収を上回って四、五兆円程度に達するのではないかと見方がマスコミなどではだんだん強くなってきておると思ふんです。

その問題については先ほど午前中にも質問がございまして、主税当局は依然として慎重な見方をしておるわけですが、もしそういうふうなかなり好調な自然増収があるというふうに考えますと、今回の一兆五千四百億円の減収というものの財源というものは少なくとも六十三年度についてはもう確保されたものと同然だと。それで賄えればいいわけですから、なぜ、マル優の廃止を強行したり、新型間接税の導入を急ぐようなことを言ってみたり、そういうことをしなくても、来年いっぱい

いかけてこの所得税の減税についての恒久財源の議論をゆくりして、それからでも間に合うのではないかと、いうふうには私は思ふんですけれども、その点はいかがでございますか。

○政府委員(水野勝君) 確かに、去年、ことしの税収は好調ではございますが、税収につきましては、例えば四十八年、九年は極めて好調であったというところでそれを延ばしていきましたところ、昭和五十年には三兆円の赤字が出て特例公債の発行をお願いすることになったということがございまして、五十四年、五十五年がやはり相当な増収がございましてそれを延ばしてまいりましたところ、五十六年は三兆円、五十七年は六兆円という歳入欠陥を出したこともございまして、二年ぐらいいは好調でもその後は大変難しい、慎重を要するというふうには私どもは考えているところでございまして、また、現時点におきましては、六十二年度でございまして相当な特例公債の発行を続けているところでございまして、累積いたしましては百五十兆円の国債残高を抱えておるところでございまして、税収が好調であればまずその借入金に対する対応といったものを考える必要があるのではないかと、思ふわけでございまして、減税は重要な喫緊の課題でございまして、こうした財政事情からいいますとそれは恒久財源を確保してお願いをするのが後世代のための重要な配慮ではないかと思ふわけでございまして、そうした点からいいますと、繰り返しではございまして、利子課税の見直しもその年度、その翌年度におきましては、その点は恒久財源としては確保されない、そういう意味におきましては財政事情それ自体は非常に厳しいわけではございますが、それにいたしまして何年か後にはそれは歳入として期待できるものでございまして、そうした点におきましては、六十三年度、六十四年度の財政事情というものはまさに財源見通しが立っていない、非常に厳しいものがございまして、それだけにこの利子課税の見直しはぜひともお願い申し上げたいとして御提案しているところ

でございます。

○和田教美君 政府は、この税制の抜本改正という問題について常に直間比率の是正というところを、先ほどの議論でもそういうことだったわけですから、先ほどの議論でもそういうことを考えた場合に、直間比率の問題に全く手をつけないでいいと言っているわけではないんですね。それはしかし十分時間をかけて議論すべき問題であって、その前に、まず直接税の中のいろいろなひずみといひますか不公平、不正というものを徹底的に洗い直してみたらどうかということを言っておるわけでございます。例えばいわゆるクロソンの問題でもそうですけれども、最近の問題では特に午前中からも議論に出ておりました証券投資のキャピタルゲインの問題、いわゆる資産性所得における金持ち優遇の税制、こういう問題にメスを入れれば六十三年度以降についても相当な財源が出てくるのではないかと、いうふうには我々は考えるわけでございまして、ですから、直間比率は正絶対論という立場は私はいけないうふうには思ふわけですが、それでも、どうしてそういう直接税の中の不公平は正というものが今大胆に取り組むというお考えにならないのかどうか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(水野勝君) 決して直接税の中のものもろの問題点につきまして対処を怠っているわけではございません。

キャピタルゲイン課税につきましては、現在の原則非課税という基本的な枠組みの中でその課税範囲の拡大につきましては逐年努力をいたしてきているところでございます。また、そうした原則非課税という基本方針そのものにつきましても、いつまでもこれを放置しておいていかどうかという点につきましてはたびたびこの当委員会におきまして御指摘のあるところでございまして、私どもとしては早急に勉強をしなければいけないと考えておるところでございまして、これから利子課税につきましては、これも直接税の中の一つの見直しでございます。たびたび

申し上げておりますように、十数兆円といったものが課税ベースから外れているという点につきましては資産所得課税の問題としてぜひ見直しをお願いしたいと考えておるわけでございまして、それからもう一つの問題は、土地税制でございます。土地税制につきましては、もろもろの政策的要請からこれがかなりな規模でやはり課税ベースから除外されている点があるわけでございまして、ただ、土地は、長い期間にわたって保有されていたものが一度に所得として実現されるといったものに通常の総合累進課税をそのままお預けするののいいかどうかという問題はございまして、それなりの配慮は必要とされるところでございまして、さりとて土地の譲渡益につきまして普通以上に優遇を続けるということはいかがかと、いう観点からいろいろ検討をさせていただき、必要に応じて見直しを行わさしていただいているところでございまして。

○和田教美君 この前の政府税調の抜本答申には、キャピタルゲインについては、有価証券譲渡益課税、これは不公平税制の最たるものだと私たちは考えるんですけれども、究極的に原則課税ということになっております。ところが、今のお話ですと、確かにその後、キャピタルゲイン課税、対象とする継続的取引の範囲を広げたというふうなことを挙げて努力をしているんだということを申し上げておりましたけれども、依然として原則非課税については変わらないわけではございまして、しかも、つまりキャピタルゲインの課税の対象になる件数は、この間の御答弁でも大体わずか七十件ぐらいだ、それがどの程度広がるかだというお話でございましたが、七十件程度ではこれは制度として実施したということではなくて、全く象徴的なものだというふうに考えざるを得ないと思ふわけで、そういう意味ではこの税調答申にすら、私は、とにかく違反をしているというのか、税調答申すら要するにぐあいの悪いところは無視しておるというふうには極言できるのではないかと、思ふんですが、その点はいかがですか。

○政府委員（水野勝君） 御指摘のように、有価証券譲渡益につきましては、「究極的には原則課税を志向すべきである」と考へる」とされておられるところでございます。ただ、その後に続けられておりますように、税制調査会の答申におきましては、「その場合、適正、公平な税務の執行の確保を図るためには、有効な課税資料の収集のための実効ある措置が不可欠であることに留意すべきである」というふうな付言されているところでございまして、原則を課税というふうに宣明することとは簡単でございしますが、それは、結局、つかまえるところは原則総合課税でつかまれ、出てこないところは出てこないということで、かえって不公平を招くことでございしますので、単に原則課税と宣明するだけではやはり不十分でございまして、適正な執行が確保されるための実効ある措置がどうしても必要ではないか、そこらの点につきましての具体的な考え方と方策につきましてはなおまだ関係者の間では合意がされてないところでございします。

また、御承知のように、昭和二十八年に現在の基本的な原則非課税が打ち出されたところでございしますが、その際に、それを機会に有価証券取引の背後にある拒税力に着目いたしました有価証券取引税を課税することをお願いをしたわけでございまして、これが最近は一兆四千億円程度の税収が確保されるに至っておるわけでございまして、この点につきましてはあわせて考慮する必要があるのではないかと申すわけでございします。しかし、一兆四千億円の税収がそこに確保されておりますと申し上げても、いやそれは流通税であつて譲渡益課税ではないということではなかなか御納得を得にくいところではございします。これらの点もあわせて検討し、この税制調査会の方向に沿つて勉強してまいりたいと思つてございします。

○和田教美君 午前中も議論になりましたけれども、その勉強ということですね。先ほどの答弁では、来年度の税制改革にはとても間に合わないというところですか、いつごろに大体間に合うんだか。

○政府委員（水野勝君） 先ほども申し上げましたが、通常の年度でございすると二月、三月に国会で御議論をいただき、それを念頭に置きまして次の年度の改正を作業させていただくというのが通常でございしますが、今年度はもう九月になつてございしますので、通常の年のように翌年度改正にすぐ間に合うかどうかにつきましては必ずしも自信のあるところではございしませんと申し上げたところでございしますが、さりとて来年度においてこれからはもう無理だと私も決めつけておるわけではございせん。当委員会のこの御審議をいただき、そうしたものを踏まえて早急に勉強には着手したいと考へておるところでございします。

○和田教美君 政府税調の答申で抜本改革を求められておられるので全く手をつけていないものはほかにもまだたくさんありますが、その一つに相続税の軽減の問題がございしますね。

政府税調の抜本答申によりまして、軽減する方向で「ある程度の見直しを行うことが適当である」と書いてございします。そして十二月の六十二年度税制改正答申でも、抜本答申で指摘した方向で「その具体的実施について検討することが適当である」ということが書いてございします。ところが、今出されておる政府案ではこれは全くゼロでございします。最近の大都市、特に東京及び東京周辺の地価の高騰、これによって相続税が急騰して、これが自然増収をふやすという皮肉な結果にもなつておるわけですから、この相続税が払えずに住みながら我が家を売って住みかえなきやいかぬというふうな問題が続々起つておるという記事がこのところ盛んに新聞に出るわけですね。ここにも朝日新聞の二、三日前に出た田園調布の例を書いた記事がございしますけれども、そういう意味でこの抜本答申が出たところに比べると一層緊急性が高まつておるというふうに思ふんですね。この財産税の問題について何か軽減の措置をとらなきやいかぬ。ところが、今までの経過を聞いておりますと一向に具体的な案というものが出てこ

ないわけではございしますが、この点はいかがでございしますか。

○政府委員（水野勝君） 御指摘のとおりでございまして、昨年十月二十八日の抜本答申におきましてはいろいろ検討すべき点が指示をされておるわけではございしますが、具体的に昭和六十二年度改正を取りまとめる際におきましては、これは、改正の必要性はございしますが、その改正の順序と申しますか、そうした点からいたしまして、今年度におきましてはこの相続税の点は取り上げなかつたところでございします。その後におきましてもお地価の高騰等が続いてございしますので、そうした問題があることは十分承知をいたしておるところでございします。

ただ、この御指摘の新聞記事等にもございしますが、土地の評価が上がつてまいり。評価の点でこれをいろいろ対処いたしますと、相続税につきましても指摘される点でございしますけれども、借入金をもつて土地を取得して、相続に臨む、そういたしますと借入金の方は一〇〇%資産から控除され、土地の評価額の方が時価に近いものでございませんと、低い水準でございしますと、かえつてそれが債務が超過するやうな形に工夫されるわけではございまして、多々そういう事例もあるわけではございします。したがって、時価が上がつたといつたものを背景といたしまして、評価の点につきましてその点をいろいろ手だてを講じますとそのような問題が生ずるわけでございします。

さりとて、この地価の問題は東京を中心とする、いわば全国的に見ると限られた地域の話でございしますから、相続税一般の問題として取り上げるとその点はまた問題があるのかもしれない。そういういたしますと、居住用の土地につきまして一定の面積に限つて何らかの措置を講ずる、これは現在の相続税特別措置法におきまして二百平米までは三割控除という特例があるわけではございしますが、この点をもつと広げるなりの手だてがあるのではないかと御指摘がある。しかし、そうなりまして、主として土地から遺産が成り立つておると

いう場合とそうでない場合とでどういふふうな負担のバランスが保てるのか、そういった問題もある。もろもろの点の御指摘を受けているところではございまして、十分今後検討すべき課題であると考えておるところでございします。

○和田教美君 これも時間との競争ですから、勉強ばかりされずにひとつ早急に結論を出していただきたいと思ひます。

さて、僕は、政治的に見ますと今度の税制改正の目玉は所得税の減税ではなくてやっぱりマル優の廃止だと思ふんですね。これは中曽根総理がやめていくについての花道にプレゼントするといふふうな政治的な意味がかなりあるんだらうといふふうに私は理解をいたしております。

そこで、我々はマル優の廃止には絶対反対でございしますけれども、マル優を仮に廃止するということとを前提に考へた場合にはこの一律二〇%分離課税というのはいけな、やはり利子所得に対する総合課税化を図るべきであるという考え方でございします。なぜかという、分離課税というのは利子配当所得が多い高所得者に有利な制度だといふように判断をするからでございまして、これによつて税の不公平というものが一層また新たに生み出されてくるというふうに考へるからでございします。

ところで、衆議院の与党の修正でこの利子課税については「総合課税への移行問題を含め、必要に応じて、五年後に見直しを行う」という修正が行われております。ところが、先日、当委員会の参考人の意見聴取では主婦連事務局長の清水鳩子さんなどが五年後に見直すなんてこの忙しい世の中に随分のんびりした話で、しかも「必要に応じて」というのでやらないかもしれない、こんな生ぬるい修正ではだめだ、ぜひもっと期間を短くして見直しをできるように修正してほしいという要望がございしました。私もその点は全く同意でございまして、もしそういうことをやるのなら、五年なんて悠長なことを言わずに見直し期間をもつと縮めるということが必要だと思ふんですが、そ

の点についての御見解をお聞かせ願いたい。
○政府委員(水野勝君) 御指摘の点はごもっともでございます。

利子課税につきましても、所得税におきましてはこれはあくまで総合累進課税という原則でもってお願いをしておるわけでございます。

ただ、今回は郵便局にも新しく課税をお願いする、また今まで源泉徴収といったことがなかった地方税におきましても利子について新しく源泉徴収を行い、都道府県、市町村で処理していただく、そうした新しい情勢もございまして、今回は、大量かつ流動的な膨大な金融資産を相手にする利子課税制度としては一律分離課税が実質的に公平を推進する方策ではないかということでこの方策を御提案申し上げたところでございます。

この金融資産は個人の非課税貯蓄だけで申しまして二百八十兆円ぐらいあるわけでございしますが、その一番大きな部分は郵便貯金の定期貯金でございます。これが約九十兆円あるわけでございしますが、これは金融商品としては十年の預入期間のものでございまして、商品としては十年物というところになるわけでございます。次の大きなウエイトを占めておりますのは期日指定定期預金でございます。これが約八十兆円ございします。そのほか、ビッグ、ワイドといった長期の五年の商品もございまして、長期の商品が大体六割、七割を占めておるところでございます。

こうした長期の金融資産でございしますので、今後短期間の間にこの制度がさらに見直しが必要になることあり得べしということでございしますと膨大な数の預金者としてはその選択に際しましていろいろ御判断に迷うところでございます。そうした点からしますと、ある程度の期間をもって制度化をし、預金者による選択をお任せするということが必要ではないかと思うわけでございます。

また、今申し上げましたように、今回郵便局にも新しく源泉徴収義務をお願いし、そのためのコンピュータその他につきましての対応措置をお願いしているところでございますし、また、多数

の金融機関にもこうした新しい制度への対応を機械化の面でお願いをしているわけでございします。が、それぞれの金融機関、郵便局におきましては相当なコストをかけてこれへの対応をお願いしているところがございますので、これがまた短期間に見直しが行われるということになりますという対応に苦慮されるところではないかと思うわけでございます。

やはり、こうした多数の国民の皆さんに影響のあるもの、多数の金融機関等に影響のあるものにつきましてもある程度の法的安定性が要請されるのではないかとということで、私も租税特別措置法で期限をつけずに御提案をしたところでございしますし、御指摘のように、修正によりまして五年という期間をいただいております。そうした点からいたしますと、五年という期間はこれはぎりぎりのものではないかと私どもとしては考えているところでございまして、ぜひ御理解を賜りたいと思うわけでございます。

○和田教美君 先ほどの答弁で、六十五歳以上の老人などに対する利子非課税制度の存続という問題について、なぜ六十五歳で切ったのかという話もございました。高齢者が六十五歳以上で老年者が七十歳以上という初めて聞く定義でございすけれども、それも御答弁がございました。要するに、今の制度がとにかく税制にしても社会保障の仕組みにしても六十五歳以上ということになっているからそうするんだという趣旨の御答弁でございましたけれども、これは私は実態を非常に認識していない議論ではないかというふうに思っています。

大体今の定年は五十七、八歳ぐらいから六十歳ぐらいで定年になります。それから六十五歳までの間はいわば高齢者の谷間であって非常に生活が苦しいというのはよく言われることなんです。一つには、収入ががたんと落ちるという問題。それから、地方税が一年おくれで参りますので、退職金に対する地方税が一年おくれで来る。そうすると六十一歳とか六十二歳になったときにどかん

と地方税を取られるというふうな問題、しかも今言った年金とかそういうふうなものとの間はなかなか十分もたないというふうないろいろな問題があって、非常に谷間で生活が苦しいというのが実際に老年生活をしている人の実感だと思うんです。

そういう意味からは、もしこういう制度をやるとすればぜひ六十歳以上からということにすべきだというふうに思うんです。自民党の中でもこの問題を議論したときに六十歳からにすべきだという議論があったというふうに聞いておりますけれども、なぜ六十歳ということにしないのか。結局は、そうならば財源がたぐさん要するというに尽きるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてもう少し温かみのある態度をひとつとっていただけないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) 今回御提案しております六十五歳の考え方につきましては、今回は所得の稼働能力が減退された方につきましては引き続き非課税を御適用いただくということでございまして、その際に一般の社会的な情勢から考えて所得稼働能力の減退といった点をどこでとらえるかとすれば、ただいまお話しございましたように税法上の制度、それから社会保障制度におきましてこの分類その他もろもろの制度の整合性から考えて六十五歳ということで御提案をさせていただいております。

また、ただいまお話しございましたように、六十歳あるいはその前後で退職される。退職されると退職金もかなりお持ちでございます。そういった点からいたしますとこの年齢階層というのは貯蓄は割合お持ちの階層のようでございます。また一方、六十歳ごろになりますとお子さんがほとんど独立されて、比較的、生活の面からいいますと、どちらかというと四十代、五十代に比べますと、ゆとりと申してはなんですがございますけれども、そういう点の感じられる世代でございます。今後、高齢化社会が続きまして、だんだんさらに

拡大されて長寿社会になる。そういったしますと、やはり六十歳から六十五歳ぐらいの間にしましては、最初の職場は今の話のように定年で退職されているといたしまして、第二、第三の職場でなおやはり御健在で稼働能力をお持ちになることが一般的になるのではないかと気がいたします。たすわけでございますので、どうも御答弁としては余り温かくないかもしれませんが、そうした社会の実情からいたしますと、これは六十五歳で仕切らせていただくことをぜひ御理解を賜ればと思うわけでございます。

○和田教美君 それは、再就職というのは大蔵省の高級官僚のような非常にエリートの方々はそのうことは簡単ですけれども、実際のサラリーマンはなかなかそう簡単にはいかぬですね。なかなか就職がないという事態はこれからどんどんふえてくるだろうというふうに思うので、もっと温かい気持ちで御検討をお願いしたいというふうに思っています。

それから、マル優の問題についてさらに伺いますけれども、この六十五歳以上の高齢者が千三百万人、母子家庭、身障者全部合わせて大体二千万人という国税庁の御答弁がございまして、これについては限度管理あるいは名寄せは朝霞のコンピュータセンターですか、これを使ったら十分できるという答弁でございました。高齢者については完全にできるのに、マル優も含めてなぜ、その他の名寄せとか限度管理というものが全くできないのか、それも我々はずっと腑に落ちないわけですね。コンピュータの技術というのはこれからはどんどん進歩していきまして、もう現に進歩しているだろうと思うので、やろうと思えばやれるんじゃないかというふうな議論をこの間の参考人の意見聴取でも述べられた方がございました。そういう点については大蔵省はどうお考えなのか。

○政府委員(水野勝君) 先ほど御説明がございましたように、二千万人前後のこの適用者につきましてはコンピュータ等によりまして適正に管理を

することが可能であるといふことの御説明があつたと思いますが、この点につきましては、この二千万人という方はお年寄りあるいは母子世帯等でございまして、これが借名とかそういう点でほかに乱用と申しますか悪用されにくい対象ではないか、こういった点の御説明もあつたかと思うわけでございます。それが一億六千万口といふ今の非課税貯蓄制度となりますと実質的に管理がなかなか困難であるのではないかといふことでございしました。それとともに、私どももいたしましては、この不正利用を防止するための管理の適正化といった点も今回の利子課税の見直しの一つの観点ではございしますが、基本的には、戦時中から続きました利子と申しますか貯蓄優遇課税制度を一般的なものとしてはここで見直して、社会的に稼働能力の劣つた方以外には一般的には課税させていただくという制度に踏み切らせていただいている。それからまた、課税上も十数兆円という利子所得が除外されているという点を是正させていただきたいといった点が現在の社会経済情勢からの要請としてその見直しの理由となつてございします。

今申し上げましたように、不正利用の排除ということもその一つの目的でございしますが、その点とともに今申し上げたような観点のお願いでございしますので、管理ができるできないという点につきましてはその点において、基本的にこの見直しをお願い申し上げたいと思っております。ございます。

○和田教美君 この委員会でも利子所得の問題については盛んに議論が出ておりますけれども、配当所得についても、私は、方向としては総合課税化に向けての歩みを進めるべきであるというふう
に思っていますね。

配当所得については、現在は総株式の五%以上を有する株主の配当所得、それから一銘柄年間五十万円以上の配当所得については三五%の源泉分離選択はできないということになっているわけ、それ以外はできるということになっているわけ

けですけれども、これはやはり配当所得については少し優遇し過ぎではないかというふうに思うんですけれども、これの総合課税の強化というふうなことに、というのはどういうお考えですか。

○政府委員（水野勝君） 今御指摘のように配当につきましては三五％がなお残されておるわけでございますが、この点につきましてはただいま御指摘のように五％、五十万円という限界があるわけでございまして、この配当所得の実際の課税状況を見ますと、この源泉選択を利用されている方というのは極めて少数でございまして、そのほとんどは原則としては二〇％の源泉徴収を受け総合課税の形となっておるところでございます。ただ、一銘柄一年間十萬円の配当所得につきましては申告不要という制度がございまして、大半の配当所得者はこれを利用しておるのではないかと思うわけでございます。

ただ一方、これはまた別途御指摘のあるところでございますが、配当につきましては配当控除制度といったものがございまして申告をされれば一〇％の控除があるわけでございます。そういたしますと、二〇％の源泉徴収で総合申告されれば一〇％の控除が受けられるのを申告不要の形をとつてそのままにされておると実質は三〇％の税負担ということにも考えられるわけでございまして、大半の方がこの申告不要という部類に入っておられるということは大体その程度の御負担をされてそのままになっておるといふうに言えるのではないかと思うわけでございます。

そういつた点からいたしますと、これはやはり今回利子課税につきましての見直しをお願いするという際におきまして配当につきましてはやや利子と異なる点があるのではないかとということから、税制調査会の答申におきましても、配当所得の「性格等に照らし源泉分離選択課税を存置する」ということで現行どおりとすることで適當ではないかとされておるところでございます。

御指摘のように問題がないというわけではございませんので、そうした点も含めまして検討をさ

れたところでございますが、検討の結果、現行を維持することではないかということ、今回は特段の御提案を申し上げなかったところでございます。

○和田教養君 マル優が仮に廃止されますと一律二〇％分離課税ということになるわけですから、二〇％も、キャピタルゲインが今お話しのように全くしり抜けだというふうな状況から、株式への投資だとかそういう資金移動がかなり活発に行われるものではないかというふうに思うわけですね。現に証券会社なんかは相当強気です。つまりこちらにいただけでもそんなに頭張っているというふうな金動界に与える影響もかなりなものになるんじゃないか、こう思うんですね。

政府は前々からこのマル優の廃止をやっても預金は余り減らないというふうな見解のようにも聞いておるわけですが、預金之余り減らないんだつたらこのマル優廃止をやっても余り意味がないわけですね。要するに、貯蓄し過ぎだということの批判があるからこれをやるんだということのも一つの理屈になっていたわけですから、そういうことで預金が減らないということだつたら意味がないわけですが、その辺のところはどういうふうな大体考えておられますか。

○政府委員（水野勝君） 課税水準と貯蓄との関係につきましては、従来からいろいろ研究があるわけでございますが、その相関関係ははっきりしたものが認められないというのがどうも通説的な評価のようです。そういった点につきまし

ての評価はそれとして、戦時中及び戦争直後以降におきましてはこの利子課税につきまして税制上の優遇措置がとられてきた、しかしその背景となる社会経済情勢が変わってまいった以上は、それは税制上の優遇措置としてはやはり基本的に見直しをお願いせざるを得ないということではないかと思うわけでございます。

それからまた株式等との関係からいけば、株式と利子所得につきましては、その元本が保証され

ているかどうかといった点から基本的に性格の差があるのではないかと思うわけでございますので、こうしたものが金融資産に影響が全くないということは申し上げられないと思いますけれども、そこはおのずから限度があつて、私どもこれによって大きなシフト等につきましてはそれほど考えなくてよいのではないかと考えておるところでございます。

○和田教美君 マル優の廃止が行われて一律二〇%の分離課税が行われるということになりますと、先ほども申し上げておるように、大口預金者は現行の三五%の源泉分離から二〇%の源泉分離ということでこの点では確かに減税になるわけです。ところが、小口の大衆預金の場合にはマル優がなくなつて一挙に二〇%の増税ということになるわけです。そうでなくても大口預金者の場合には二年前から本格化した大口金利の自由化で多少利子が上がっているというふうなことから得をしているという面があるうと思ふんですが、小口預金者については依然として低金利政策のもとで非常に低い規制金利で縛られておる、損をしているという見方もできると思ふんですが、そういう点ではこの不公平が一層ひどくなるんじゃないかということを指摘する学者もおります。

そこで、小口預金の金利も自由化されれば恐らく上昇すると思うんですけども、もしマル優廃止をやるということであれば、ぜひマル優廃止と同時に小口預金の金利の完全自由化ということもやるべきである、こういうふうに考えるんですが、この点についてはどうお考えですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 御存じのように、預金金利の自由化につきましては、今大口の方から漸次進めてきているわけでございます。したがっていまして、これから小口の方へ入ってくるわけでございますが、小口の方に入っていきます場合に幾つかの検討すべき課題があるわけでございます。一つが税制上の問題、それからもう一つが預金とそれから郵貯との関係をどう考えるかという問題、それからさらにこれは預金者の方ではなくて、預

治省としてもいろいろ考えておられると思うんですけど、大体結論が出ているのか、どういう考え方な

この評価の基準となる地点につきましての価格が決まりますと、それとの関連におきまして東京

神谷会長は、政府の見解に反論するということでございまして、そんなことはない、我々は大いに自粛しておるんだ、ところがどうも政府の受け取り方はどうも違うんだと、こうこうこうだといつて具体的に申しておられましたけれども、一体ど

億圓ということに修正でなりますね。それで、その財源は六十一年度の剰余金約一兆三千五百億圓ですか、これを充てるといふことはわかります。

〔理事大浜方栄君退席、委員長着席〕

しかし、それを充ててもなお千九百億圓ぐらい不

つもりなのか、御説明をお願いしたい。

○政府委員（水野勝君） 今般、この法案の中で所得税減税、利子課税とともに御提案申し上げている点といたしまして、有価証券取引税の税率の見直し、それから登録免許税の課税標準の見直し等々につきまして御提案を申し上げているところでございます。こうしたものをこの法案の中に盛り込ませていただいている内容で御許しを得れば、それによりましておおむね今御指摘のような金額のものは何とかそれによってカバーされるのではないかと考えているところでございます。

○和田教義君 何とかカバーされるというんじやいかにも漠然とした話で、具体的に足りない分は大体どういふことでやるのだというのはいささか具体的に出るんではないかと思ひますが。

○政府委員（水野勝君） 六十二年分としては減税額は一兆五千四百億円で見込まれるところでございます。一方、昭和六十一年度の剰余金のうち、先般の補正予算におきまして流用されております残りの部分は一兆三千五百億円でございます。ただ、この一兆三千五百億円というのに四千億円を足した一兆七千億円と申しますのも、これは本来財政法の規定からいいますとその半分以上は国債整理基金に繰り入れるべきものでございますから、その点のお許しを国会で得るといふ前提でございますが、そういう前提に立ちますと一兆三千五百億円あるわけでございます。

それを充てた残りは、御指摘のように千九百億円程度がなお残るわけでございますが、有価証券取引税の中での転換仕様の税率を約六倍引き上げさせていただいております。これによりましてその収入額が九百億円程度と見込まれるところでございます。また、登録免許税につきましては、その課税標準を五〇％引き上げさせていただくという御提案でございますが、これが六十二年度としては千億程度の税収が見込まれるところでございまして、したがって、おおむね一兆五千四百億円六十二年度としてはカバーされると考えておりますが、六十三年以降につきましては厳し

い状況にあるわけでございます。

○和田教義君 もう時間がなくなりましたからこれで終わりますけれども、今回の改正案が平年度として出された場合に、租税の増収、減収額はそれぞれどのようになるのかお示しを願ひたい。どの資料を見てもその点がはっきりいたしておりませんからお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員（水野勝君） 所得税につきましては、六十二年一兆五千四百億円でございますが、平年度ベースにおきましては一兆五千億程度かと見込まれます。

それから、ただいま申し上げた有価証券取引税、これがおおむねフルに一年分でいたしますと千七百億程度となろうかと思ひわけでござい

それから、もうもろの金融類似商品、定期積金とか相互掛金、こういったものを含めました金融類似商品の見直しが約七百億円。それから取引所の税の国債につきましても税率を見直しさせていただいております。その他のものを含めまして約四百億円の収入が見込まれるところでございます。その次の点は、先ほど申し上げた登録免許税でございますが、これは平年度一年分といたしますと二千二百億程度の収入が見込まれるところでございます。しかしながら、この登録免許税は固定資産税評価がえを前提にして当面のさしあたり措置としてお願いし、期間を区切って御提案申し上げておりますから、こうしたものを御指摘の平年度の改正の効果として申し上げるとなると若干問題でございまして、それはそういったことをのみ込みさせていただきまして約二千二百億円でござい

それから、利子課税は国税、地方税合わせまして一兆六千億円でございまして、国税分としては一兆円弱でございます。しかし、これはこの金額が完全にあらわれてまいりますのは五、六年後でございまして、そのことを申し上げているところでござい

○吉岡吉典君 十日の委員会に続いて質問を行います。

まず、マル優の問題です。十日にもマル優の問題かなり質問しましたけれども、引き続き行いたいと思ひます。

最初に、マル優問題をめぐる政府の答弁を聞いていますと、これは一般庶民に關係があるというよりは高所得者から税金を取るのだという感じが、答弁を聞くことが非常にしびれます。私も、マル優という問題は病氣や老後へ備えた貯金の利子に税をかける一般庶民にせよ、宮澤大蔵大臣の答弁を見ましても、低所得者も利用しておられますが高所得者の利用率が高いという答弁でした。そのほか、これによって高所得者へ課税をすることによって不正をなくすのだ、そういう答弁でした。

金額の面から見れば別ですけれども、マル優利用者の圧倒的な多数は一般庶民ではないかと私は思ひますけれども、このマル優利用者の実態というものがもし調査があれば教えていただきたいと思ひます。

○政府委員（水野勝君） 貯蓄に關する世論調査によりますれば、マル優制度の利用状況は、年間所得二百万円未満五六％、二百万円から三百万円未満七一％、三百万円から四百万円未満七六％、四百万円から五百万円未満八三％、五百万円から七百万円未満八八％、七百万円以上九三％、こうした数字があるようでござい

○吉岡吉典君 もうちょっと、よくわかりかねますが、どういふことですか。利用者というの、例えば二百万円未満五六％というのはどういふ数字なんです。ちょっとわかるようにしてくださ

○政府委員（水野勝君） 恐らく年間所得が二百万円未満の方々、そういう階層の方でマル優制度を利用されている方はその中の五六％である、一方七百万円以上の方につきましてはその九三％がマル優を利用されておる、こういう数字ではないかと思われ

○吉岡吉典君 私が聞いているのはそういうこと

じゃなくて、マル優全体の利用者の中で高所得者の人数がより多いのか、一般庶民がより多いのかということ、今の数字ではそういう答えになりません。私は、やはり一般庶民の利用者が利用者の人数としては圧倒的に多いと思ひます。今の答弁ではその点が明らかにありませんから、これは私の意見として述べさせていただきます。もちろん高所得者も利用しているというところは、これは間違いないこと。しかし、政府の答弁と一般庶民が老後、病氣に備えて利用しているという面がほとんど重視されないで、あたかも高所得者の利用するものだといふふうに出てこ

そういう政府の答弁の最たるものは、私は、大臣がしばしば答弁される四人家族で三千六百万円の非課税が可能でありますという答弁だといふふうに出るまでの答弁を聞いてきました。宮澤大蔵大臣にお伺ひしますが、四人家族で本家に三千六百万円マル優が利用できるんですか。これは、標準世帯で合法的にこれが可能な方法があれば教えていただきたいものだと思ひますけれども。

○政府委員（水野勝君） 非課税貯蓄制度は、お一人につきまして現在の制度は、普通の金融機関が三百万円、郵便貯金が三百万円、国債の購入額が三百万円、合わせて九百万円でござい

ただ、恐らく御指摘は、四人世帯と申しますと夫婦と子供二人でございまして、子供の名義で九百万円を預金なり国債を買ふということができるといふことではなからうかと思ひますが、その九百万円ずつを直ちに分けて子供の名義で預金をいたしますればそれは贈与の問題になります。長年かけて九百万円を計画的に分けるようにすればそれはできないことではございせんので、大臣からそういうふうに出し述べているとこ

ろでございます。

○吉岡吉典君 九百万円掛ける四が三千六百万円になるぐらいは私も答弁していただかなくても理解できます。

問題は、標準世帯で三千六百万円の利用が可能だということを前提もなしにしばしばおっしゃっている。それから今のような計算、長年かければできる、それも計算してみればすぐできることです。しかし、夫婦と子供二人の標準世帯で三千六百万円、これは非常に高率の贈与税抜きにはできないことでありまして、あたかも三千六百万円まで可能だ、したがって高率貯蓄者がマル優制度はより多く利用しているんだ、だからマル優廃止というの是一般庶民ということじゃなくて高率所得者に対する対策だと、そういうことがおっしゃりたいことだと思えますけれども、そういう言い方というのは私はフェアな言い方ではないと思えますけれども、大臣、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今お聞きになったようなことでございまして、あり得ることと思っております。

○吉岡吉典君 いろいろな仮定をすれば、その仮定の中の一つとしてはあり得る。

そういうものが普通の一般的な言い方、三千六百万円まで可能だという言い方は、聞いている私から見れば、それはやっぱり何かうまい名義を使つて不正のマル優利用を勧めているようにしか聞こえませんが、どうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 先ほども申し上げました貯蓄に関する世論調査におきましても、所得階層別に見ますと、限度いっぱい利用されておられる方の割合を見ますと、二百万円未満の方は一九・六%の方がいいでございまして、七百万円を超えます方につきましては四三・一%の方がフルに利用されておる。やはり所得階層の高い方はフルに利用されている割合が下の方に比べて倍以上であるということは見受けられるところでござい

○吉岡吉典君 マル優利用者全体の中で高率所得

者がより多くて、そちらの人が三千六百万円を使っている、そういう数字はどこからも出る余地はないと思えます。高率所得者が額において仮に多く利用しているとしても、その不正、それを理由にしてマル優を廃止して一般庶民の貯蓄に税金をかけるというやうなやり方というのは、これは全く庶民いじめだということは十日の委員会でも言ったとおりです。

私は、マル優廃止がそういう一般庶民に与える影響については何もお考えにならなくて、全くこれが高率所得者から公正に税金を取り立てるためのものだ、そういうふうにお考えになっているのかどうか、もう一度お伺いします。

○政府委員(水野勝君) 今般、利子課税につきまして、戦時中あるいは戦後直後の貯蓄優遇策という点を基本的に見直しをさせていただいておりまして、ただ、この点につきましては、社会的に稼働能力の低下している方々につきましては引き続き非課税を継続して利用いただけることとしたしておりますので、その点につきましては、その貯蓄者の実態に合った課税制度に改組していただければ、その点ではお考えのとおりでござい

○吉岡吉典君 手を差し伸べるべき者は手を差し伸べたというので、老人、母子家庭、身障者などの例が述べられます。これだけでは国民には手を差し伸べる必要がないという論拠にもなりません、しかし、あなたの方が手を差し伸べたという人の中からも次のような強い要求が出ています。これは共産党に最近東京の狛江市の七十歳のお年寄りから来た手紙でけれども、ちょっと紹介しておきたいと思えます。

総合課税を残すようお骨折ろ願ひ致します。私の場合を申し上げますと、昭和六十一年度の確定申告は、収入二十六万円(利子のみ、年金八十万円余は控除され零となる)、様々な控除は、老齢控除、扶養控除、障害控除その他で合計控除額は百六十二万円で、結果はマイナス百三十六万円となります。それで、金利の税金五

万円余は還付され、それも当てにして生活しております。

今度分離課税になればそれがなくなるということが訴えられており、最後に「中曽根首相は、下層階級の事情などわからない人だとはつきり感じます。」、そういうふうな述べられております。あなたの方は、手を差し伸べるべき人に十分手を差し伸べた、そういうふうにもお考えになりますか。

○政府委員(水野勝君) ただいまの数字をお聞きいたしますと、利子が五万円源泉徴収分が還付されておると、この方が七十歳でございまして、これから非課税貯蓄は御利用をいただけるのではな

いかと思われたいです。還付が五万円でございます。これを二〇%でいたしますと二十五万円の利子所得がございまして、それは、元本としては、二十五万円でございますと大体五百万円ぐらいのものでございまして、その点で申し上げれば、今後七十歳以上の方は九百万円までは御利用いただけるかと思えますので、この方については今回の制度でカバーしていただけるのではないかと考えるところでござい

○吉岡吉典君 次の問題ですが、今の議論はさておきまして、先ほどの三千六百万円問題ですが、これにけりつけておかなくちゃなりません、私は、そういう全く特殊な事例を引っ張り出して宣伝するやり方はやめてもらいたい。

今度の税制改革をめぐる政府、大蔵省の文書、答弁等を見ると、一般的でない極端な例、一方的に偏った事例を持ち出して盛んにあたかも減税になるというような宣伝が行われている。これは私は非常にまずいと思えます。それは私の意見として述べておきまして、次に、不正使用問題です。マル優の不正問題は十日にも私取り上げましたけれども、大蔵大臣は、不正使用を主な理由としてマル優廃止を述べていないんだと、そういうふうにおっしゃってしまいましたけれども、これまで中曾根総理以下がマル優廃止の主な理由として述べ

られたその一つが不正使用ということであつたことは間違いない。選挙中にもそうだったし、その後もそういうことを言われた。今度の国会の答弁の中でもそういう答弁が続いています。私は、それほど大きく取り上げられるからには不正の実態が詳しく調べられていると思えますが、その不正の実態、まず説明していただきたいと思

○政府委員(日向隆君) 私どもも預貯金につきまして源泉監査を行つておりまして、直近の昭和六十事務年度の税務調査で把握したマル優の不正利用に基づきまして追徴した税額は加算税を含め四百二十一億円でございます。これに見合う不適正にマル優制度を利用していた預貯金等の利子及び元本につきましては、全体の計数につきましては、推計でござい

ますけれども、前提として追徴期間が二年、追徴税率二六%、金利六%として計算いたしますと、その元本は一兆四千億円でございます。さらに、この調査を行いました金融機関等の店舗の数は四千七百八十二店舗でございまして、これが全国の金融機関等の四万一千六百二十店舗に占める割合でこれを単純でございまして元本の引き伸ばしますと、不正利用されております元本の推計額は十二兆二千二百六億円に相なるうかと思

○吉岡吉典君 まず、この前も私言いましたが、今の数字でよく注意して聞かないと、九九・九%というのが不正利用だというのはマル優利用者の九九・九%が利用しているようにも印象づけられます。正確を期しておいてもらいたいと思えますが、それは利用者の九九・九%ではなく調査された店舗の九九・九%だということに間違いありません。

○政府委員(日向隆君) 委員の仰せのとおりでございます。○吉岡吉典君 この今の数字、これをマル優全体の中で見るとどの程度の比率になるかということ

野村総合研究所所長の徳田博美さんは「金融財政事情」という雑誌の中で、大蔵省の調査をもとにして試算されて、マル優の不正利用というのは、マル優利用者の恐らく三％以下になるだろう、そういう数字を試算して述べておられます。ちよつと読んでみますと「不正利用している場合は金額が限度いっぱいには達していると思われるので、現在の平均利用率からみて、この「悪用」人数は、マル優利用者のおそらく三％以下になると思う。」と。

この試算、どういふふうにごらんになりますか。

○政府委員（水野勝君） 御指摘の論文につきましては、私も直接たいたまお聞きしたところでございますので、その不正利用というのがそれぞれの方々の一人一人についてどのように当たられたのか、それは仮名部分をおつしやっておるのかあるいは他人名義を利用した借名等がそこに入っているのかどうか、そこらの点も定かでございますので直ちにここで先ほどの国税庁の数字との関連につきまして申し述べるとは難しいところでございます。

○吉岡吉典君　それでは、先ほど述べられた数字ですが、それはマル優貯金の中の何%ぐらいになりますか。

○政府委員（水野勝君） 先ほどの御説明申し上げたところですと、約十二兆円というところの数字を用いますと現在の非課税貯蓄は二百八十七兆円でございますが、これは金融機関とともに郵便貯金も含めてございまして、調査の対象は恐らく金融機関だけであろうかと思しますのでこの元本は百七、八十兆ではないかと思われまゝです。そうしたあたりの数字にならうかと思うわけでございませう。

○吉岡吉典君　そうしますと、百八十兆の中の十二兆二千万円ということですから一割にも満たない、七%ぐらいですか、ちよっと数字、計算したもののじやありませんけれども。そうしますと、野村総研の徳田さんの試算ではマル優利用者の三%

以下になると思うものであり、大蔵省の数字によっても金額面からいっても百八十兆のうち十二兆ぐらいだということ、まあ七％になるか六％台かわかりませんが、そういうふうなものでしかないかもしれません。もちろんこれ自体は放置できないものだということはわかりますけれども、しかしこれをもつてあたかもマル優が丸々不正使用されているような言い方で非難、攻撃を加え、これを理由にマル優を廃止するという理由は私は成り立たないと思います。

特に、本会議で中曾根総理が答弁されて、四日ですが、私聞いていてこれだとまるでマル優利用者は全部不正をやっているという言い方に聞こえるなどと思った答弁があります。それは、非課税については老人、母子家庭、社会的に弱い人には存続し、不正は是正しなければいけないと言った、そのとおり実践している。つまり、非課税を取っ払われた者はあたかもとりようによって不正利用をしているから廃止したんだというふうに受け取れかねない、そういう答弁でした。

私は一般庶民にマル優を不正利用するほどの貯蓄は実際にはない、それを今挙げられたような数字をもとにしてマル優があたかも貯金の不正利用の巣窟になっているようなそういう言い方をするのは今後慎んでもらいたい、またそういう印象を与えるような発言、答弁の仕方というものもやめてもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(水野勝君) 今回御提案申し上げてお
りますのは、不正利用といった点も今回の見直し
の一つの要素ではございますが、私どももいたし
ましては全体の中で十数兆円の利子所得をどう
するかという問題、戦時中から続けてきたこの貯
蓄優遇措置をどのように考えるかという問題、そ
ちらの問題として御提案を申し上げているところ
でございますので、不正利用につきましてはその
中の一つとして御提案をしている点を申し述べた
いと思うわけでございます。

それからまた、不正利用の点につきましては先
ほどからのいろいろな数字もあるわけでございま

すが、また貯蓄動向調査等々からいたしますとサラリーマンの勤労者世帯の平均保有額、これは五百万弱でございますし、一般世帯を含めた全国平均の数字もそれほど大きいものではない。これに世帯数を掛けますと二百八十七兆円という数字には到底及ばないわけでございまして、その間には数十兆円の差が出てくるわけでございます。それを不正と申し上げることはできませんが、そういう数字でもあるということもまた一つの数字としてあるわけでございます。

○吉岡古典君　またあたかも不正だというような言い方で、先ほどの不正は一兆二千億円だという答弁と違つて、何となく不正があるというふうに印象づけようという答弁だと私は思います。

一般庶民には不正をするほどの貯金がないということだけははっきりしました。それでは、一体だれがどういう形で不正を行っているのか、不正利用はだれが行っているか、これが大事な点です。これは高額貯蓄者だということは今の答弁でも明らかですけれども、私はそれが銀行と結託し

てやられているところ、に最大の問題がある
と思います。先ほども調査した銀行の九九・九
％までが不正使用をしていたという答弁があ
りました。最近の新聞報道でも、大阪の泉州
銀行が指南役になってマル優の不正使用、そ
れから脱税を援助していたという事件が報道
され、これによると二百数十人の名を使って
同銀行の三つの支店に四

百五十口のマル優定期預金を銀行側が指南役になつて行わせたという報道がありました。こういうやり方での不正こそ問題であり、同時に、したがつてこれを押さえることは可能だと思います。マル優の不正が年々大蔵省の調査でふえている理由についても、日経新聞では、国税庁の説明として、大口の預金者と金融機関が手を結んでマル優を悪用しているケースがふえたからだ、こういうふうに語っているということを報道しておりました。

こういう点、どうですか、大蔵省お認めになりますか。

○政府委員(水野勝君) 不正利用という点についてよく関連して言われますのは、仮名と借名、他人名義を利用する方法でございます。仮名といった点につきましては、金融機関としてもそうしたものを極力排除するように指導をいたしておるところでございます。もう一つの方の借名となりますと、よく言われますのは会社の社長さんが従業員員の住民票を全部集めてそれで何十口と非課税貯蓄を設定するということがよく言われたりするわけでございます。そうした場合につきましては

は、これは特段金融機関がこれに加担して云々というのではなくて、やっぱり預金者の方の問題ではないかと思うわけでございまして、こうした書類が整えば非課税が受けられる、こういう不正利用の余地を残すようなこうした現在の制度それ自体というものがやはり問題ではないかと思うわけでございまして、やはり、私どもとしては、金融機関などの云々というよりはこうした制度自体につきまして社会経済情勢の変化に応じまして見直しをお願いするのがいいのではないかとということで御提案しているわけでございます。

○岡岡吉典君　金融機関をかばっている一半は預

金者だという説明ですけれども、しかし泉州銀行の例も、報道によれば銀行が指導してやらせたと報道されておりますし、日経新聞に出た国税庁の説明という中では大口の預金者と金融機関が手を結んでやっている、こういうふうになっていきます。私は、やはり金融機関の預金集めの手段としてこれが使われたということが最大のものだということ、これは前回も私は言いましたけれども改めて言っておかなくちゃなりません。

それから六十一年一月一日から実施された本人確認の厳正措置の結果はどうなっているか、その調査がありましたら調査結果をお知らせ願います。

す。

○政府委員（水野勝若） 六十一年一月からは新しく本人確認の資料をいただき、また限度管理をそれによりましてさしていただくということになつておるわけでございますが、六十一年の制度改正

ざいます。また、地方税におきましても新しく源泉徴収制度を導入され、都道府県におきましてこれに対処するところがございます。

そうした新たに今回課税のシステムの中にお願いをするところからいたしますと、極力これは簡素で効率的な制度であることが要請されるところでございます。こうした要請を考えたときには一律分離課税が適当ではないかと考えたところでございます。しかしながら、お話にもございましたように、利子所得はあくまで所得税の一環としては総合課税が原則でございますので、所得税法におきましては総合課税をお願いしつつ、租税特別措置法におきまして当面の措置として一律分離課税を御提案申し上げたところでございます。

○吉岡吉典君 マル優の問題はここで終わって、次の問題へ少し移りたいと思っておりますけれども、私は、十日の委員会でも国際批判によってマル優を廃止する根拠はないということを言いました。不正問題についても、不正は押さえ得る、技術的に可能だということに現に当事者が言っている、大蔵省の朝霞の管理センターではそう言っているわけですね。それを、マル優も実態がつかめないからやめるのだ、それから総合累進課税、それに反する一律分離課税方式も結局実態をつかむことが困難だからという理由でやめよう、実態を把握することが困難だという理由で民主主義的な近代的な税制から逆らう方向へ進むということは、私は絶対許されたいと思っております。

しかし、これは議論してもそれ以上進みませんから、次に、所得税減税問題について質問に移らせていただきます。

この前も問題にしましたけれども、所得税減税という宣伝が行われていますけれども、この後直間比率見直しによる大型間接税が控えている、連動しているということは、これはもう明白な事実ですね。

【委員長退席、理事堀原清君着席】
一体どの程度大型間接税が予定されているか、これは今尋ねてお答えがないでしょうから私は

別の形でお伺いしますが、問題になっている直間比率の見直し、これは今七対三だというのを六対四にすればどうだけ増収になりますか。

○政府委員（水野勝君） 現在の国税はおよそ四十二兆円でございます。したがって、その一割といふのは四千二百億に相当するところでございまして、したがって、これを一〇％動かすというところでございすれば、それは四兆二千億程度の移動になる、このようにならうかと思うわけでございます。

○吉岡吉典君 七対三を六対四にする、それが四兆二千億ということになる、この数字については我々議論ありますけれども、一応今の答弁によってもそういうわずかの比率の見直しだけでも大変な増収になる、こういう直間比率の見直しに現にもう日程に上っている。そういうときに、そのことと切り離して、今提案されている法案をもつて減税だ減税だという言い方も私は客観性を欠いたものだ、フェアでない、さっきの言葉で言えばそういうふうな言わざるを得ません。

そこで、今度の法案に関連してお伺いしますけれども、減税減税といっても、一番減税になるのはやはり七〇％から六〇％に税率が下がる、ここが何といつても一番今度の減税で大きい恩恵を受けることになる、これは非常に明白だと思えます。これはこの五月ごろ公表された高額納税者で見て、税率が一〇％下がれば、ブリヂストン各営業長の石橋さんの場合には一億三千万円の減税、上原大正製薬会長の場合には一億円と、そういうふうな減税になるわけですが、私がお伺いしたいのは、前国会に提出された法案では七〇％から六〇％ではなく五〇％ということになっていました。今回はそれが六〇％になっていますが、いずれ五〇％にしようということなのか、さらにアメリカのようにもつと低い税率にしようということなのか、まずお伺いしておきます。

○政府委員（水野勝君） 先般の第百八国会に御提案した数字では最高税率を五〇％にし六段階にするということを御提案申し上げておりました。これは、所得税は五〇％でございまして住民税が一五％でございまして、合わせて六五％に相なるわけでございまして、現在、世界で一番高い所得税の最高税率はイギリスの六〇％でございまして、次がフランスの五八％、ドイツの五六％でございまして、アメリカは二八％でございまして、これだけ世界の経済交流、社会的な交流が盛んでございまして、おのずとこうした税率水準というのは国際的な水準に合わせる必要もあるかと思うわけでございまして、先般の御提案申し上げた所得税法案は廃案となっており、今回最高税率を六〇％としたものを御提案申し上げておるわけでござい

す。

中堅サラリーマンを中心としては累進税率は一つないし二つにとどめ、その上に累進を積み重ねる場合においては世界の水準等をも勘案して五〇にするというの、イメージとしてはなお私もにはございまして、これを具体的にどういうタイミングなり段取り、財源措置をもつて今後考えていくかは、全く現在白紙でございまして。

○吉岡吉典君 主税局長は私の質問に答えないで質問していないことばかり答えられる、それじゃ困ります。

五〇％だったという前回の法案は私も知っています。そういうことを将来考えるのか、それともずっと低い率まで考えていこうというのかどうなのかというところが私の聞きたいことで、国際比較を聞いたわけでも何でもありません。しかし、今国際比較が出ました。日本の税率は世界で最も高いというお話ですから、そこでその問題に質問を移していきたいと思います。

日本の場合、確かに数字の上では税率は高い。しかし、総合課税でない、また、さまざまな特例措置、優遇措置がとられている結果、今の税率といふものは実質の負担税率を示していない、そういうふうには私は思っています。したがって、数字の上での税率を比較して日本が高い低いといつても実質比較にはならないと思えます。

（理事堀原清君退席、委員長着席）

これは、政府税調の小倉会長も去年エコノミストのインタビューの中で

アメリカもイギリスも総合所得だ。日本は総合所得になっていない。数年前までは、日本でも総合所得税であることが一番いいんだとなっていた。ところがそれがなくなってきた。だから、実質上は、金持ちにとって日本は総合所得ではない。月給だけは総合所得になっているけれども、株の売買で儲けるとか、配当などは総合されてない。富裕階級はそういうものが主たる所得の源泉ですからね。そういうものを除いたままフラットにするなんていう議論は、日本では通じないんだ。ある論者は、それを通じるかのごとく錯覚を起こすんだ。あれはよくない。こういうふうな小倉税調会長が述べているわけですね。そういう国際比較をやろうというのでは私は納得のいく答弁というふうには言えません。

しかし、その問題は後でもう一度触れるとして、大蔵省にお伺いします。

私の持っている資料で少し古い資料ですけども、東京都に設置された東京都新財源構想研究会が作成した資料があります。これは東京都内の四区三市の六十三万人の納税者について調査した東京都民の所得階層別税率負担率というものでございます。これによりまして、所得二千万円から三千万円の層までは累進性が著しく負担は上昇しています。これを越えたと負担率は低くなっています。その結果、所得三億円を超え高所得者の場合と六百万円から一千万円の層とがほぼ同じ税負担率になっている、そういう数字が出ています。古い資料ですけども、私は傾向を知りたいという傾向は現在もつと露骨になっているのではないかと思います。

大蔵省、これと同じデータによるものでなくとも、こういう東京都がやったような所得階層別の税負担率がどうなっているかというふうな調査はやられたことがありますか。

○政府委員（水野勝君） 恐らくそのお示しの数字

は、昭和四十年代と申しますか、五十年代初めの所得分布をとってのお話ではないかと思うわけでございます。

その点を一番左右いたしておりますのは土地の分離所得の扱いではないかと思うわけでございます。昭和五十年までは、土地につきましてはすべて二〇％分離課税でございました。当時の所得税の最高税率は七五％でございますので、土地の譲渡所得は圧倒的に高い方に集中しているわけでございます。そういったしますと、ある分布階層からは、譲渡所得が大きなウェイトを占めますと税率は二〇％に収れんしてしまふ。したがって、分離対象譲渡所得を合わせて負担率を示しますとそのような結果ともなうかと思うわけでございます。

その後、土地につきましては昭和五十年の改正におきまして一定金額以上は四分の三分離課税としたところでございますが、現在は二分の一総合課税になってございます。二分の一でございます。現在の最高税率七〇％を前提といたしますとその負担率は三五％に下がるわけでございますから、この所得分布の中に分離課税所得である土地の譲渡所得を入れてその分布を見ますとおっしゃるような姿になることは否定できないと思ひます。

ただ、この土地の長期譲渡所得と申しますのは、長年の間に実現した所得でございますので単年度の累進総合課税を行うことは酷に過ぎますので、諸外国におきましてももろもろの特例措置を講じておる。現在、我が国では四千万以上は二分の一総合課税でございますので結果的に三五％になっておる、その点のあらわれがそうした御指摘のような負担率のカーブになるのではないかと申うわけでございます。

○吉岡吉典君 私質問は大蔵省もそういう調査をやったことがあるかないかということですよ。聞いていることに答えてください。長々と聞いてもないことを……

○政府委員(水野勝君) 特段そうしたもので……

○委員長(村上正邦君) ちょっと、委員長の指示に従つて。

○吉岡吉典君 いいですよ、それは。

いすれにせよ、あなたも、所得三億円のものと六百万円から一千万円の層とがほぼ同じ負担率になる結果が起り得るといふことは、古い資料ではありますがお認めになりました。

こういう傾向といふのは、個人の所得税だけじゃなくて法人税についても同様なことが言えます。大企業ほど負担率が軽いという結果は別の資料でも計算することが出来ます。

一九八三年の国税庁の「法人企業の実態」という資料に基づいて計算し直してみますと、資本金百億円を超える巨大企業の法人税の実際の負担率は中小企業に比べても格段に低い、そういう数字になります。資本金五千万円の法人税率三六・九七％、それに対して百億円、これは二九・九八％、そういう試算が我々の計算によつてはできています。

この点でも資本金百億円の方が五千万円よりはるかに低い、こういうことでもって税率が累進性が低いと単純に言えますか。

○政府委員(水野勝君) 現在の法人税率は留保部分と配当部分につきまして相当の差を設けてございます。資本金の大きな会社はそれだけ配当部分

が大きい場合が多いわけでございますので、そうしたものをとりまして税額を算出したしますとそのような結果になることは確かでございます。

○吉岡吉典君 こういうわけで、日本の税率が高いといふのは数字だけのことで。

私は、日本政府はアメリカの税制改革の例をよく出されますけれども、アメリカがやっていた中の悪い点、累進課税の緩和といふふうなことは学ばず、アメリカが税制改革に当たつてやっていたところの特

例措置、一連の優遇措置を全部切つてしまった、そういうふうなことは全然やらないで、大企業、大金持ちへの優遇措置、特例措置はそのまま残してそして累進課税の緩和をやる、そういう特例、優遇措置を残したまま実質的には空洞化してしま

っている税率での比較をやる、これは実際上意味を持たないと思ひます。

もう一つお伺いしますが、我々が入手した大蔵省の内部文書にこういうのがあります。これはT

PR応接録というので、ことしの一月六日十六時から十七時、ハーバード大学のサックス教授と応対者杉崎課長、黒田参事官、坂井企画官、こうなつています。ここで税制改革についての意見交換が行われております。

この意見交換で日本側の説明を聞いた後、ハーバード大学のサックス教授はこういうふうに出ております。これはことしの通常国会に出された法案ですけれども、そうすると「この改正により、企業の場合、日本の方が有利になるといふ議論があると思うが、どうか。」つまり、アメリカより高いどころじゃなくて、アメリカより日本の企業の方が有利だ、そういうふうなアメリカの学者は大蔵省の説明を聞いて言っているんです。

それに対して、杉崎課長は否定していない。産業によつて異なると思うことしか言っていないわけですね。

日本の税率が国際的にそれでもなお高い、こういうふうな言い張られるのかどうなのか、お伺いします。

○政府委員(水野勝君) 今般、アメリカの税制改革は法人税率を三四％にいたしておるところでございます。我が国の法人税の基本税率は、配当分

は三二でございますが留保分は四二で、したがって先ほど申し上げたような配当性向によつてその税率は変わってくるわけでございますが、いかにしましても、税額部分は留保部分として計算

されますので、それを加重平均してもこの税率水準でアメリカの三四％より下がるということとはちよつと考えられないと思ひます。

○吉岡吉典君 アメリカの学者は大蔵省の説明を聞いてそう言ったのに対して、大蔵省は反論してないわけですからね。これはおたくの文書です。から、ある経路で私も手に入れたものであります。偽造文書でも何でもありません。お見せする

わけにはちよつときませんが。そういうものでそうなつています。

時間があるから最後にもう一問質問させて

いただきますが、サラリーマン減税、中堅サラリーマン減税といふことを大いに宣伝してこられました。そして、大蔵省が発表した数字によると、これを認めればほとんどすべてのサラリーマンがマル優による増税分を計算に入れても減税になるように受け取れる、そういう数字になつていま

す。五分位の数字全部減税、こういう表が出されております。大蔵省は、サラリーマンはマル優による増税があつても全部減税になる、そういうふうにおっしゃるのかどうなのか。

我々が計算したところによれば、共稼ぎの場合、共稼ぎの比率といふのは決して少なくありませんが、共稼ぎの場合にはほとんど増税になる、そういう結果が出ておりますし、独身者の場合にはこれまた多くが増税になるという結果が出ています。時間がありませんから、私はそれを詳しく述べることはできません。事前に私は大蔵省に共

稼ぎの場合、それから独身の場合、それぞれどうなるかという計算をやつておられるのかどうかを含めて質問することを通告しておきました。大蔵省はすべてが減税だといふふうにおっしゃるのかどうか、お伺いします。

○政府委員(水野勝君) 私どもは、今度の減税は中堅サラリーマンの世帯の負担の軽減という点に重点を置いて御提案を申し上げたわけでございます。この点と利子課税を合わせた負担の増減

につきまして先般資料をお出ししたところでございますが、その際におきましても、これはそうした中堅サラリーマンの標準的な世帯といふことをお断り申し上げ、共稼ぎ等々につきましてはその収入水準に比較して貯蓄が多い世帯でございますとか共稼ぎによつて現在その世帯自体の所得税の

御負担がかなり低くなつておる世帯とか、そうした世帯につきましてはいろいろなケースがあり得るということもあわせて御説明を申し上げておるところでございます。先般のこの点の資料をお出

ししたときの新聞記事等によりまして、大蔵省も標準的なケースを言ったものであり共稼ぎ等につきましてもまた変わることもあるべしというような説明もつけた記事となつてゐるようでございませう。したがって、私どももその点は注意して申し上げてゐるところでございませう。

○吉岡吉典君 それでは、共稼ぎ及び独身者の場合の資料をもらえますか、試算。

○政府委員(水野勝君) 独身なり共稼ぎ世帯につきましては、この貯蓄水準の数字のとらえ方というものがなかなか難しいところではありますので、私ども定性的にはそういうことはわかるわけでございませうが、そうしたものを分析する場合に、ある大胆な仮定ということをしませんが、なかなかお示しするのが難しい。しかし、私どもはそういう点をねらつて改正を御提案をしてゐるわけではございませんで、余り大胆な仮定を置いた数字をお示しするのでもたまたみスリーディングだということとで今までも余りそういった点につきましてはお示しと申しますか仮定に基づく計算はいたしてないところでございませう。

○吉岡吉典君 大胆な仮定とおっしゃいますけれども、共稼ぎというのは政府の調査でも四六%いるわけですね。そういう人々にどうなるかという数字は示さないで、それで出された数字は今のようにならぬ例もあるかもしれないということをおっしゃいますけれども、出された資料というのは全部減税になる資料だけ、そして減税にならないことが予想される共稼ぎについては資料も出さない。何も大胆じゃなくて、半分近い数字を占めるそういう数字を出さないで、結局は増税になるものが出るように見られるそういう資料は出すのは嫌だ、そういうことだとしか思へません。

私は、きょうの質問は、最初からそういう政府の都合の悪いところは全部隠して都合のいいところだけしか出さない、そういう宣伝では本当にまじめに税制改革をやろうとする態度ではないということを書いてきました。共稼ぎの問題について我々が試算したところによれば、貯金の利率三・

六%で計算すれば第三位までは増税、もし四%で計算すれば四位までは増税、そういう結果になつております。ですから、共稼ぎの場合はもう一千万円以上の人以外は増税になるんだ、それから独身者の場合には減税になるのはごくわずかの者で、給与収入が二百五十万円、貯蓄が百万円、給与所得が三百万円で貯蓄が百万円及び二百万円、この場合にのみ減税であつていろいろ我々が計算した多くの試算すべて増税になつてゐる、そういう数字というのは出さない、そういうやり方ではこれは本当にふまじい態度だと思ひます。

○委員(村上正邦君) 吉岡君、時間が参りました。

○吉岡吉典君 何回も言いますように、今度の税制改革に就いて直間比率の見直しがあります。

私は、この政府の今の税制改革というのは国民にとつては大変な増税であるということを述べ、質問を終わります。

○栗林卓司君 まず、大臣にお尋ねをするんですが、蓄積が、大臣、定年退職したサラリーマンの貯蓄について特段の優遇措置を講じなければならぬというのを考えたことがあるか、こういうお尋ねですね。いわゆる定年ということと常に関係したしませんが、住宅とかいうこととサラリーマンが将来の年金とか住宅とかいうことについてしている貯蓄についての優遇といったようなことは必要かどうかと思ひます。

○栗林卓司君 六十歳を超えて六十五歳まで、これを何と呼べば正しいのかよくわかりかねますけれども、一応六十歳代前期の高齢者とも言った方がよいのかもしれない。この層について先ほど局長は、大体この層の皆さんはゆとりがありまふのでという趣旨の御答弁になりました。本當にゆとりがあるんだらうかという点を以下申し上げてみたいと思ひます。

ここに「勤労者の老後生活安定対策研究会報告書」があります。昭和六十二年五月であります。これを見ますとこう書いてあるんです。「勤労者の多くは職業生活から引退後約二十年近い老後生活を送ることになる。」「だんだん高齢化してまいりましたから男女ともこういつたことだろうと思ひます。この期間を「心身ともに充実した引退後の生活を送れるか否かは勤労者全体の大きな問題である。」「これは御説のとおりであります。では、この期間どうやって生活を送れるかといふと、公的年金によるかあるいは貯蓄によるかと、どちらかというのが調べた結果この層の生活をするための立て方でありませう。

そこで、では六十五歳以上を考えると、公的年金は幾らもあつるか、この研究会の報告によりますと、月額約十四万円あります。ところが実際に幾ら生活費が老後にかかるかといふと二十五万円あります。したがって、公的年金を十四万円としても十一万不足することになります。こういう勘定をして逆算をして言つてゐることは、六十五歳で千五百万円の資産がないと老後の生活は不安であります。しかも、その貯蓄だけで老後を暮らすといふても容易ではありませうから、本當は働く意思と能力があれば職につくのが一番いい解決方法であります。したがって、その道を開くのが政府の重大課題であるとも書いてあります。ところが、私も全く同感であります。

と、労働大臣官房政策調査部がつくりました「人生八十年時代の勤労者生活」を見ますと、時間の関係上細かくは読みませんが、言つてゐることは、雇用対策といつたつてとても望み薄であります。したがって、それぞれが自助の努力をしていただくしかないし、貯蓄に頑張つていただくことが老後の生活保障であります。しかも、「賃金水準も定年前の水準に比べれば低い。その所得水準で老後の生活を維持していくには不十分である。」「年金制度が充実し、社会保障給付も従来よりはよくなつてはいるが、現状ではこれだけ

で生活を維持はできても豊かな生活はできない。」「これも書いてあります。そこで、こうした六十歳代前期の人たちの気持ちというの、一口で言うとう不安感だろうと思ふんですが、そこで今の政府がなすべきことの一つは、ちよつと場所が拾えませんが記憶に頼つて申し上げます。資産の運用についての正確な情報の提供が必要である、あるいは、老後の金融資産の保全について中長期の見通しを持った促進のための施策が必要である、これも書いてございませう。

そこで、私が今申し上げたのは、なるほどマル優というのはいろんな不正利用の問題を含めてさまざまな問題を抱えてゐることは、それ自体私は否定はいたしません。ただ、六十歳代前期の生活保障として考えますと、それが当初のマル優の目的ではなかつたにしても、結果として、ある社会政策的な目的を果たしてゐることは言えるのではないかと。そこで問題は、こういう社会政策的な目的を果たしてゐることにあるのであつて、それがいわゆるマル優廃止ということと全部つくるようになって廃止になる。これが今ほうはいとして起つてゐる、老年に対する特別措置は六十五歳ではなくて六十歳からにしてもらいたうという多くの高齢者の皆さんの要望だと私は思ふんです。したがって、これまでのマル優制度が六十歳代前期の、これは六十五歳以上の御老人を含めての結論は同じなんです。この人たちの生活保障という面で、ある社会政策的役割を立派に果たしてきつたといふことをまず率直に認めるところから考えるべきではあるまいか。この点労働省がおいでになつてゐますから労働省の見解を求めても結構ですが、むしろこういう一般的なテーマでありませう。ゆとりを考へてゐる場合には、これまでマル優がこの層の人たちに対して果たしてきつた社会政策的役割を重視すべきではないかという点について御所見をいただきたいと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 貯蓄の統計等を見ますと、六十歳と六十五歳の間の層の方々は各年齢階層の中で一番貯蓄を持っておられるという意味で私先はどゆとり云々と申し上げたわけでございますが、それによって直ちに生活にゆとりがあり、また不安がないということではないだろうと思ひますので、御指摘の点は不安の点ではそのとおりであらうかと思ひわけでございます。

ただ、私どもの今度御提案申し上げておりますのは、所得の稼働能力をお持ちの方は、これは普通に働かれて勤労所得なりを得られる、それにつきましては最小限度の課税が行われる。利子所得はその上の所得でございますので二〇〇程度の御負担をお願いしたい。しかし、稼働能力がなくなられる世代におきましては、それは利子所得そのものがその生活を支える所得でございますので、この点につきましては非課税を継続することといたしたい。このような趣旨の御提案を申し上げているところでございますので、その点は六十五歳をもつてはかの年金制度等々、税制上のものもろの措置等々とあわせて整合性を保つように御提案を申し上げたところでございます。

○栗林卓司君 このサラリーマンの定年後の貯蓄という問題について、私は、これにさまざまな優遇措置を与えているのは欧米では多く見られるところでありまして、特に企業のやる退職貯蓄制度、さらにはアメリカがやっておりますIRA、個人退職勘定、まあ個人退職勘定は先般のレーガンの税制改革で圧縮された云々の話もありますけれども、仮にそうであったとしても、私言いたいのは、その層の貯蓄に対して税制上の特段の配慮をするというのは何も珍しいことではない。逆に言いますと、それは結果として貯蓄優遇になるわけですから言葉をかえまして、さまざまな手段を尽くして貯蓄優遇しているのが欧米の普通の姿である、日本だけがマル優で貯蓄優遇しているなどと言われる覚えはないというのがある税の専門家の意見でもありました。

このように見てまいりますと、六十歳代前期の

高齢者に対して特段の配慮をするというのはちつともおかしいことじゃない。しかも、現状はどうかといふと、自分たちの将来設計の中に非課税というのは入っているわけですね。ところが、他にかこつけてそれを全部と外して引きはがしちゃうというのは余りにもむいやり方だと思ひえになりませんか。

○政府委員(水野勝君) 確かにアメリカにおきましても、利子非課税制度ではございせんが、御指摘のIRA制度その他貯蓄につきましてはこれを所得控除をするという制度があるわけでございます。むしろそれは、引き出されるときには課税になるわけでございますからいわば課税の繰り延べでございます。またそれが日本の利子非課税制度と比べられるものであるかどうかについてはいろいろ御議論があらうかと思ひわけでございます。

しかしながら、今回の利子課税制度におきましても、一般的貯蓄優遇制度は見直しをさせていただきますが、老人等につきましては継続する。それからまた、サラリーマンにつきましても、住宅、年金の財形貯蓄につきましては非課税を継続する、これによりまして老後に備え、住宅に対処されるのに備えてまいりたい。こうした点につきましてははたしたいようなお話の線に沿ったものではないかと私も思ひわけでございますが、一般的に老後のためのものでは六十歳以上のものについて非課税扱いをするところまでまいりますと、なかなか難しい問題ではないかと思ひわけでございます。

○栗林卓司君 今財形のお話がございました。私は、六十五歳以上の老人について特別配慮をすることに異論を申し立てている人ではないんです。それはもちろん結構なんです、あわせて退職年齢から六十五歳に至るまでのこの層について特別な配慮が必要でしょうと申し上げているのであります。

なぜかといふと、退職一時金というのは生活設計の大きな足がかりでありまして、六十歳で

退職金を手にする、それをどうやって保全をしふやしながら後半生を続けるであらう二十年間をどうやって充実して生きるかという、そういう安心感の問題です。そうすると、六十歳以上については特別扱いをしないといふかにも話の筋道がおかしくなり過ぎる。財形といいますが、財形は定年退職をしたら御承知のとおり利用はできません。したがって財形ではためでありまして、この財形の問題は、実は一般財形の問題があるんです。これは今時間の関係でこの機会では触れさせません。

で、私は、六十歳以上高齢者に対して特段の配慮、言い直しますと、事実上マル優措置を存続しなさいという主張をしているのであります。それに對して、こんな予想をしたんです。それは、お気持ちばかりですけれども、逆さに振つても金がないんですとおっしゃるのかと思つたんですが、そうではなくて、やっぱり制度の仕組みとしてどうにもそれは残すことは我慢ができません、こういうことですか。

○政府委員(水野勝君) 制度の趣旨からたゞいま申し上げたところでございますが、御指摘のように、先ほども申し上げましたようにこの層の方々の貯蓄のウェイトというのはかなりございますので、現在の老人範囲、六十五歳以上等によりまして現在の非課税貯蓄の四分の一ぐらいが引き続き非課税になる、これが六十歳まで拡大いたしますと四割弱の貯蓄が引き続き非課税になるというところになります。この制度の見直しの観点からするといかがか。それをまた敷衍してまいりますとこれによりましてこの減収額がかなり大きなものになるということからも御理解を賜りたいと申し上げているところでございます。

○栗林卓司君 六十歳代の方々のマル優利用残高が非常に大きいということおっしゃいましたが、これはとりもなおさずそれだけ重い位置をその人たちの生活設計の面で占めているということですから、これは澄ましておけばいいわけです。ところが、

退職金だといつても、これは全企業、大中小ありますが、全部で出るわけではありません。それは出ない中小企業の方がむしろ多いといった方が間違いないかもしれません。そこで、適格年金も含めて公的年金の拡充について、これは政府がいろいろと強い声で呼びかけている分野であります。幸いにして退職金をもった層がそれを最も安全な利殖の道であるマル優に託するのはごく自然であります。残高が多いというのはそれだけそれはその層の人たちに役立っているという意味なんです。そういうものの役立ちを忘れて、この際引っぱがしてしまふというのは社会政策として余りにも情なしと言われないでしょうか。いや、ありません。そこで大いに理論闘争をしかけてまゐりましてやめるようなことじゃないです。ね。だってだれでも六十代はやがて来るし、それからみんな長生きをしていくんだもの。そのときにどうやって生活設計を立てていったらいいのか、一番いいのは定年を延ばすことなんです。一番いいのは生活費をもっと低廉にすることなんです。ところが、先ほど申し上げました費用の中で、日本の生活費は高い、光熱費が高い、土地も高い、食料費も高い、その中で老後の生活をやっていくのだし、高いのはだれの責任か、これは政府として責任を逃れるわけにはいかない部分です。その点、片一方では貯蓄について特段の優遇措置があつたつてちつともおかしくないではありませんか。しかも海外だって同じようにやっているんです。それは非課税であるか租税の課税の延期であるか、それはさまざまです。

これについて、大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) お説はすつとよく承つております。そういふことが実際あることもまた事実と思ひます。そして従来の制度であれば年齢に関係なくそのところである程度のマル優があつた、それがあつた意味でプランの中に組まれていたと、こうおっしゃることも私はそういうことはあることだと思ひますが、問題は、

ですからその線をどこに引くのかということだと
思ふんでございますね。

私も、六十ではなくてそれは六十五という
のが、年金にいたしましてもあるいは福祉政策に
いたしまして、それが老年と申しますか年寄
の線であろうというふうに考へて御提案をいたし
ておるわけでございますし、それが六十であつた
らなおいではないかと言われますればそれはそ
うだと思ひますが、ただ現実には六十歳、それは
おつしやいますように十分たつぷり働く場がない
というの事は事実としても、まだまだ六十では新し
い職場でいわば所得を得られるチャンスはかなり
ある、これからはまたそうなつていかなければなら
ないと思ふにつけても、やはり六十五という
ところで線を引かしていただきたい。政府が全く
そういう人々のために何にも考へていないとい
うのでございますと今の御批判がそのままだ
たります、決してそうではありませんが、特別
な配慮をすべき人々に対してはこの制度を新しい
ものにしておこうというのでございますから、要
はどこでその境界を引くかということではないか
というふうに思ひます。

○栗林幸司君 問題はやはり財源になつていくと
思ふんですね。そこで、仮に六十からと広げます
と、この場合、減収額という言葉が正確かどうか
わかりませんが、当初期待したよりも減つてしま
う税収額が大蔵省の計算によると三千百億だと
言われております。三千百億となりますと、これは
もともと今ある制度を続けるだけですから減収と
いう言い方はおかしいのだけれども、ただ、変え
ると思ひ立つた計画から見ると確かに減収にな
るわけですね。それをどうするかという議論にな
ればこれはまた議論のしようはあるのであります
が、六十五歳がいいのか六十歳がいいのか、それ
はその層の実態に照らして考へていけばいい問題
だと思ひますから、そこらについていや六十五
六十だという議論をすることに余り意味がある
とは思ひません。

問題は、この所要財源をどうやって見つけてい

くかということなんですが、関連してお尋ねしま
すのは、所得税減税案御提案でありますけれど
も、これは当初政府税制調査会が提議した案を
踏まえたものにはなつておりません。むしろ所得
税減税のタイプⅡの税率構造を踏まえたものはむ
しろこの百八国会に御提出になつたあの所得
税減税案でありまして、あれは売上税との絡みで
消えてしまつて新しい改正案として新しいものを
今御提示でありますけれども、問題は百八国会に
出してきたあの案は今後どうなつていくのか。

で、先般の小倉税調会長の発言によりますと、
あれはもう税調の真意なんですからぜひとも通常
国会でやつてもらいたい、その財源としては間接
税の導入が当然必要であります、こうおつし
やつておられました。これは、最近さまざまな場
所で自民党の幹部の方が直間比率の見直しとい
うことを声高におつしやるものですかお尋ねする
のですが、直間比率の見直しというのは、これは
言つてみても意味のないことであつて、いろいろ
やつてみたら結果としてこういつた比率になりま
したというだけであつて、初めに直間比率の見直
しありきという議論は毛頭ないわけですね。

そこで、直間比率の見直しで言つていくことは
何かといふと、まず所得税減税については当
初の政府税調案のとおりやつてみます、足らざる
財源については間接税を導入します、こういう絵
だろふと思ふんですが、こういったことを考へて
いかれるのかどうか。

私が聞きたいのは、実は先般クロヨン問題につ
いていろいろ申し上げました、重ねては申し上げ
ません。今のクロヨン問題、所得率格差のあの不
公平、多くの納税者が確実に実在すると信じてい
るあの不公平をそのままにしておいて、新型が大
型かわかりませんが、そういう間接税の導
入ができるとお考へになるのか。

そこで、話は時間の関係上飛んでまいりませう
けれども、どうやつてクロヨン問題、所得率の格差
を是正していくかといふと、やはり執行体制
制をどうやって整備するかということが政府とし

ての大きな政策になつてくるのではなからうかと
思ひます。現在、国税職員は約五万人だと思ひま
すが、これはほとんど横ばいで推移してまいりま
した。ところが実際の申告納税者の数等を考へま
すと、到底この数で十分な調査ができると思へ
ません。そうしますと、まずこの国税職員につ
いてふやす体制をまずもつて政府みずからつくつ
ていかなければならないと思ひます。

また話が飛ぶようですけれども、今回の税制改
正の中を見ましても、例えばサラリーマンの実額
控除の制度が新しく導入されたと言つておりま
す。ただ、この実額控除というのはよく考へてみ
ると大問題でありまして、恐らく十分な執行体制
がないと行き違ひによる現場のあつれき、サラ
リーマンというのは四千万人からいる。これは大
混乱になるんじゃないかというのを想定するの
も余り不自然な想定ではございません。この面か
らもう国税職員はふやしていかなければいけません。
また、例えば医療費の足切り限度の問題がありま
すけれども、あの問題にしても、もし十分な国税職
員を擁して執行体制を整備していただいたら医療
費の足切り限度などということもやらなくても済
むはずであります、ああやつて足切りで切つて
おかないと現実にはさげすみから切つておき
てあります、本当は足切りというよりも、おい
でいただく納税者の皆さんを十分に対応申し上げ
ながら処理をしていく体制をつくる方が私は先で
はないか。

その他飛び飛びで申し上げておりますが、今私
が言いたいことは、国税職員をどうやってふやし
ていくのか。これは、大臣おつしやいましたよう
に、急にそんなことを言われたつて無理だよと。
無理なんです。無理であればあるほど中期の計
画をお尋ねしておかなければいけません。毎回こ
れはこんなにやう問答で終わる場合が非常に多かつ
たんです。今度という今度はそういう形ではいかな
いのではないかと、私はこう思ひまして、本日、今
後の執行体制の整備についてなるべく具体的に、

場合によつては実調率の目標を、その達成に必要
な年月を含めて具体的な大蔵省の政策をお示し願
いたいというところを再三にわたつて申し上げ、通
告をしてまいりました。これは事柄の性質上、事
務当局というわけに私はいかないと思ふのです。
むしろ大臣としての責任ある御答弁をぜひこの際
承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、国税庁当局から
説明をお聞き取りいただきたいと思ひます。

○政府委員(日向隆君) ただいま委員が仰せられ
ましたように、クロヨンという言葉に象徴される
所得種別間における把握の差に基づく不満感、不
公平感をできる限り解消するということは委員の
仰せのとおりでございます。

このための方法として、私は内部事務のコンピ
ューター化による合理化、効率化を前提にして、
方策は三つあるかと思ひます。

第一は、納税道義の高揚でございます。この
ためには充実した租税教育がぜひとも必要であり
ます。

第二は、具体的な納税の方法についてしっかりと
した裏づけとして正しい記帳の普及徹底が大切で
ございます。このためには税理士会、青申会、
商工会議所、商工会等の民間団体に協力いたしま
して記帳指導を徹底して行うことが肝要かと考へ
ております。

第三には、確定申告期において地方公共団体と
協力して各種の資料に基づく充実した納税相談を
行い、その上で申告されたものをチェックするた
めの有効な資料情報に基づく効果的な事後処理及
び事後調査が必要でございます。特に、いわゆる
税務調査につきましては深度ある調査と実調率の
維持に努力することが大切と考へております。

この三つの方策のうち、定員の関係で最も問題
となりますのは、委員も御案内と思ひますが、実
調率の問題でございます。実調率を高めるため
には今の条件を前提にいたしますと定員が必要で
ございます。この場合、いろいろと私も議論を
したわけでございますけれども、白紙に絵をかく

したがって、今次長が申し上げましたのは、そのようなことでいわば納税のモラルもあり、あるいはまた支払い調書等々出される人々の積極的な協力等々を確保することが前段で第一だということを申し上げておるわけであります。

そういうことの体制の整備を図りながら、しか

すが、そういうお約束として受け取らせていただいてよろしゅうございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国全体の公務員をなるべく減らそうという方針がありますことは御存じのとおりでございますから、そういうことも考えながら必要な人員は確保していかなければならな

第二〇二六号 昭和六十二年九月九日受理
 新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に關する請願
 請願者 東京都八王子市鹿島八ノ七ノ二〇
 四 若尾義人 外二千五百二十四

八 田中瀧子 外二千五百十一名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。
第二〇三一号 昭和六十二年九月九日受理
新大間接続税の導入反対、マル優制度の存続に關

する請願

請願者 神奈川県相模原市矢部二ノ一五ノ

六 河原依子 外二千五百十一名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三二号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 神奈川県相模原市矢部三ノ一〇ノ

二〇土橋莊八 福井孝夫 外二千五百十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三三三号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 神奈川県相模原市淵野辺二ノ一ノ

三〇ノ六七一 早川幸一 外二千五百十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三四四号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相生四ノ八ノ二

三 小林嗣郎 外二千五百十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三五五号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都世田谷区赤堤三ノ二三ノ一

二北一〇一 小西一生 外二千五百十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三六六号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋二ノ一七ノRH

ノ二四 酒井美紀 外二千五百十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三七七号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都小金井市中町一ノ一〇ノ二

三 伊藤美加 外二千五百十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三八八号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都杉並区永福一ノ二七ノ一五

西田耕一郎 外二千五百十一名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇三九九号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(二通)

請願者 川崎市川崎区大師駅前二ノ五ノ五

山田恵美 外二千五百十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇四〇〇号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都世田谷区赤堤一ノ二二ノ二

〇 武藤眞 外二千五百十一名
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

紹介議員 吉岡 吉典君

第二〇四一〇号 昭和六十二年九月九日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤一ノ六ノ二二

伊藤和夫 外二千五百十一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇四五五号 昭和六十二年九月九日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 群馬県前橋市千代田町四ノ三ノ七

高岸八重子 外四名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第一八八五号と同じである。

第二〇五六六号 昭和六十二年九月九日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 千葉県流山市松ヶ丘四ノ二四ノ

二二七 久須美和子

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第一八八五号と同じである。

第二〇五七七号 昭和六十二年九月九日受理

毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 静岡県清水市沼田町一ノ一六 田

中令子 外二名

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第一八八五号と同じである。

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第二〇八三三号 昭和六十二年九月十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ一八ノ四

佐々木公一 外一万二千二百十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇八四四号 昭和六十二年九月十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 京都市左京区丸太町新道東入上ル

湯浅晃 外千八百七十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇八五五号 昭和六十二年九月十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(六通)

請願者 大阪府堺市浜寺石津町東二ノ三ノ

三五 植田善太郎 外三千六十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇八六六号 昭和六十二年九月十日受理

新大型間接税の導入反対等に関する請願(二通)

請願者 大阪市旭区新森五ノ一〇ノ二四

瓜生泰司 外千八百七十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七九一号と同じである。

第二〇九六六号 昭和六十二年九月十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 横浜市旭区東希望が丘九八ノ五

曾根郁子 外二千六百七十三名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇九七号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 横浜市戸塚区南舞岡四ノ三二ノ一
林正孝 外二千六百六十七名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇九八号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 横浜市西区西戸部町一ノ三四
井貴子 外二千六百六十七名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二〇九九号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 横浜市旭区上白根町八九一西ひかりが丘団地一九ノ一〇六
田勝 外二千六百六十七名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇〇号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪府門真市幸福町二七ノ二
岩瀬朝勝 外二千六百六十七名
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇一号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪府門真市岸和田六五ノ九ノ二
〇九 平井和雄 外二千六百六十七名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇二号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪府門真市岸和田六五ノ七ノ二
〇五 船田稔 外二千六百六十七名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇三号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪府門真市岸和田一ノ二 三村
好一 外二千六百六十七名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇四号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪府門真市東本一四ノ一 高垣
勇 外二千六百六十七名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇五号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪府豊屋川市池田北町二四ノ一
ノ五〇九 古田英夫 外二千六百六十七名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇六号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 大阪市淀川区三国本町一ノ一五ノ
四 常田邦男 外二千六百六十七名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇七号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都小金井市本町四ノ一〇ノ一
八 島田静仁 外二千六百六十七名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇八号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台一ノ八ノ一
五〇七 蓮尾朗 外二千六百六十七名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第二一〇九号 昭和六十二年九月十日受理
新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願

請願者 福島県郡山市安積町笹川三 道寛
邦子 外一名
紹介議員 佐藤栄佐久君
この請願の趣旨は、第一八八五号と同じである。

第二一一三三号 昭和六十二年九月十日受理
毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願

請願者 長野県松本市中央一ノ二ノ二四カ
ネモ第一ビル 小林矢主子

紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第一八八五号と同じである。

昭和六十二年九月二十九日印刷

昭和六十二年九月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D